

第五編 申請手續等

第五編 申請手続等

第一章 設置認可・届出関係

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

（平成十八年三月三十一日
文部科学省令第十二号）
最終改正 令六・九・二文科令二十五

（定義）

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校を設置
- 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置
- 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「研究科等」という。）の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- 四 専門職大学の課程（学校教育法（以下「法」という。）第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。）の設置及び変更
- 五 高等専門学校学科の設置
- 六 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開

設

七 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更

八 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置者の変更

九 大学等の廃止

（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請）

第二条 大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面

三 学則

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

2 前項の申請をした者のうち、医科大学（医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

一 附属病院所在地域の概況説明書（別記様式第六号）

二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（別記様式第七号）

三 関連教育病院（医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。）の概要等を記載した書類（関連教育病院を利用する場合に限る。）

3 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。）を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類（以下「薬学実務実習施設概要書類」という。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

4 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）又は専門職学科（大学設置基準第四十二条第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類（専門職学科を設ける大学又は短期大学にあつては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

一 教育課程連携協議会構成員名簿（別記様式第七号の二）

二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書（別記様式第七号の三）

三 臨地実務実習施設の確保状況説明書（別記様式第七号の四）

四 臨地実務実習施設使用承諾書（別記様式第七号の五）

五 連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基

準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）

六 必要校地面積の減算説明書（別記様式第七号の七）（専門職大学設置基準第四十六条第二項又は専門職短期大学設置基準第四十四条第二項の規定の適用を受ける者に限る。）

七 必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準別表第三イ⁽²⁾備考第二号、短期大学設置基準別表第二イ備考第五号、専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。）

5 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

6 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科（以下この項において「既設高等専門学校等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

7 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

（学部等の設置の認可の申請及び届出）

第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

2 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。

3 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

4 第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類（同項第六、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。

- 8 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 9 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 10 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十一条第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第二項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第二項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。
- 12 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 13 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。
- （大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）
- 第四条** 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第三条第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
	学部等を開設する年度	大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度
第三条第五項	学部等開設年度	研究科等開設年度
	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置	大学設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更
	学科を開設	専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更
第三条第六項	大学又は学部等	大学又は大学の大学院若しくは研究科等
	学部等を	大学の大学院又は研究科等を
	学部等の	大学の大学院又は研究科等の
第三条第七項	大学の学部	大学の大学院の研究科
	学部に設ける学科	研究科に設ける専攻
第三条第九項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
	学部等開設年度	研究科等開設年度

2 前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る

研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二条第四項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

（専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出）

第四条の二 専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

三 当該申請についての意思の決定を証する書類

四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類

五 教員名簿（別記様式第三号）

2 専門職大学の課程の変更の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の一）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届けるものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。

第一欄	第二欄	第三欄
第三条第一項	学部等の 学部等を 学部等開設年度	高等専門学校の学科の 高等専門学校の学科を 学科開設年度
第三条第六項	大学又は学部等 既設大学等 学部等を	高等専門学校又は高等専門学校の学 既設高等専門学校等 高等専門学校の学科を

学部等の 教育研究上の目的、授与 する学位の種類及び分 野、教員組織の編制並び に	高等専門学校の学科の 教育上の目的、学科の分野、教員組織 の編制及び
---	--

第三条第九項	学部等の 学部等開設年度	高等専門学校の学科の 学科開設年度
--------	-----------------	----------------------

（高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）

第五条 第三条第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出）

第六条 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度（以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

七 教員個人調書（別記様式第四号）

八 教員就任承諾書（別記様式第五号）

九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）

十 通信教育に係る規程

2 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うとする者は、届出書（別記様式第一号の一）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届けるものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門

学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出

第七条 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の高等専門学校学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類を添えて、同項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届けるものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の一）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届けるものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

6 私立の高等専門学校学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類を添えて、第四項に規定する期間内に文部科学大臣に届けるものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

7 前三項の規定にかかわらず、同一の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校学校の学科についての前三項の届出と第三条第九項、

第四条第一項、第四条の二第二項、第五条又は第六条第二項の届出とを同一の日に行う場合は、前三項の届出書（別記様式第一号の一）及び前三項の規定により添付する書類を提出することを要しない。

（大学等の設置者の変更の認可の申請）

第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 変更の事由及び時期を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

（大学等の廃止の認可の申請及び届出）

第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 当該申請についての意思の決定を証する書類

三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の一）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届けるものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第八項（第四条において準用する場合を含む。）第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項から第三項までの申請があった場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 第三条第五項（第四条において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該申請のあつた月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（法第四条第三項の命令の期限）

第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条にお

いて単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があった日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。

（認可等の公表）

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨及び学生の確保の見通し等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（留意事項）

第十三条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行った者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画（次条において「設置計画」という。）を履行するに当たつて留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（履行状況についての報告等）

第十四条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（認可申請書等）

第十五条 この省令の規定による認可申請書（別記様式第一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）については、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

附 則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

3 令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更

する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

附 則（平一九・三・三〇文科令一〇）

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則（平二〇・九・三〇文科令三〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二一・二・二七文科令一抄）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則（平二一・一・一一文科令三五）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二二・一・一〇文科令二〇）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二三・一・一一文科令三八）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二四・一・一九文科令三七）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二五・一・一一文科令二九）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二六・一・一〇文科令一）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二六・二・二三文科令四）

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平二六・一〇・七文科令三三）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二七・二・一〇文科令二）

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平二九・五・三十一文科令二八）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平三〇・二・二十八文科令四）

この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則（令元・八・一三文科令一一抄）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令元・十・二文科令一七）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令元・一〇・三二文科令一九）

この省令は、令和二年一月一日から施行し、令和三年度における大学の設置等に係る認可の申請及び届出から適用する。

附 則（令三・一・一五文科令二）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令三・九・一文科令四二）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令四・八・三文科令二六）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令四・九・三〇文科令三三）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。

附 則（令五・九・一文科令二九）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年九月二日文部科学省令第二百二十九号）

〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関係する地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の連名とすること。
- 3 「学校教育法第 4 条第 1 項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第 4 条第 1 項及び学校教育法施行令第 23 条第 1 項」とすること。

〇〇大学〇〇学部設置届出書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部を設置することについて、学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。

基本計画書

基本計画書														
事項		記入欄							備考					
計画の区分														
フリガナ設置者														
フリガナ大学の名称														
大学本部の位置														
大学の目的														
新設学部等の目的														
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地					
	計	年	人	年次人	人			年 月 第 年次						
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）														
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数							
		講義	演習	実験・実習	計									
		科目	科目	科目	科目	単位								
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）						
		教授	准教授	講師	助教	計								
新設		人	人	人	人	人	人	人						
		()	()	()	()	()	()	()						
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	()	()	()	()	()			大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	()	()	()	()	()								
	小計（a～b）	()	()	()	()	()								
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	()	()	()	()	()								
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()								
	計（a～d）	()	()	()	()	()								
		()	()	()	()	()					()	()		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	()	()	()	()	()							大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人	
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	()	()	()	()	()									
小計（a～b）	()	()	()	()	()									
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	()	()	()	()	()									
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()									
計（a～d）	()	()	()	()	()									
分	計	()	()	()	()	()	()	()	()					

既						()	()	()	()	()	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 ○○人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					()	()	()	()	()		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					()	()	()	()	()		
	小計（a～b）					()	()	()	()	()		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					()	()	()	()	()		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					()	()	()	()	()		
	計（a～d）					()	()	()	()	()		
設						()	()	()	()	()	大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の 四分の三の数 ○○人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					()	()	()	()	()		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					()	()	()	()	()		
	小計（a～b）					()	()	()	()	()		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					()	()	()	()	()		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					()	()	()	()	()		
	計（a～d）					()	()	()	()	()		
分	計					()	()	()	()	()		
	合 計					()	()	()	()	()		
職 種					専 属		そ の 他			計		
事 務 職 員					人 ()		人 ()			人 ()		
技 術 職 員					()		()			()		
図 書 館 職 員					()		()			()		
そ の 他 の 職 員					()		()			()		
指 導 補 助 者					()		()			()		
計					()		()			()		
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		㎡		㎡		㎡		㎡			
	そ の 他		㎡		㎡		㎡		㎡			
	合 計		㎡		㎡		㎡		㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計			
			㎡ (㎡)		㎡ (㎡)		㎡ (㎡)		㎡ (㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室		室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
	計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		()	()
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設					
			㎡		㎡		㎡					

経費の見積り及び維持方法の概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	教員1人当り研究費等									
	共同研究費等									
	図 書 購 入 費									
	設 備 購 入 費									
	学生1人当り 納付金	第1年次 千円	第2年次 千円	第3年次 千円	第4年次 千円	第5年次 千円	第6年次 千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称									
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充 足 率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
附属施設の概要										

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については，専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄							備考
計画の区分									
フリガナ設置者									
フリガナ大学の名称									
大学本部の位置									
大学の目的									
新設研究科等の目的									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学員 定年次 人	収容定員 人	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次 年 月 第 年次	所在地
	計								
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			単位
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目				
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 （助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設分		人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
		()	()	()	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	()	()	()	
既設分		()	()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	()	()	()	
合計		()	()	()	()	()	()	()	
職種		専属			その他		計		
事務職員		人 ()			人 ()		人 ()		
技術職員		()			()		()		
図書館職員		()			()		()		
その他の職員		()			()		()		
指導補助者		()			()		()		
計		()			()		()		

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地		m ²	m ²	m ²	m ²				
	そ の 他		m ²	m ²	m ²	m ²				
	合 計		m ²	m ²	m ²	m ²				
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
			m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)				
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室			講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の 専任教員研究室				
			室	室	室	室				
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕種		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種	機械・器具 点	標本 点
		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	()	()
		([])		([])		([])		([])	()	()
		計		〔 〕 ([])		〔 〕 ([])		〔 〕 ([])		()
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費 の見 積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
		教員1人当り研究費等			千円	千円	千円	千円	千円	
		共同研究費等			千円	千円	千円	千円	千円	
		図書購入費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		設備購入費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
			千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称									
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
附属施設の概要										

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「―」又は「該当なし」と記入すること。

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄							備考		
計画の区分											
フリガナ設置者											
フリガナ高等専門学校の名称											
高等専門学校の位置											
高等専門学校の目的											
新設学科の目的											
新設学科の概要	新設学科の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容員	称号	学科の分野	開設時期及び開設年次	所在地		
		年	人	年次人	人			年月第年次			
	計										
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)											
教育課程	新設学科の名称	開設する授業科目の総数					学級数	卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計						
		科目	科目	科目	科目		単位				
学科の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)			
		教授	准教授	講師	助教	計					
新設		人	人	人	人	人	人	人			
	うち、一般科目担当基幹教員	()	()	()	()	()	()	()			
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	()	()	()	()	()	()	()			
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。)	()	()	()	()	()	()	()			
	うち、専門科目担当基幹教員	()	()	()	()	()	()	()			
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	()	()	()	()	()	()	()			
	b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。)	()	()	()	()	()	()	()			
		()	()	()	()	()	()	()			
	うち、一般科目担当基幹教員	()	()	()	()	()	()	()			
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	()	()	()	()	()	()	()			
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。)	()	()	()	()	()	()	()			
	うち、専門科目担当基幹教員	()	()	()	()	()	()	()			
分	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	()	()	()	()	()	()	()			
	b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者 (aに該当する者を除く。)	()	()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()	()			

高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人

高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人

設	既		0	0	0	0	0	0	0	0	高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人
	うち、一般科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0	0	
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	0	0	
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち、専門科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0	0	
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	0	0	
	b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち、一般科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0	0	
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	0	0	
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち、専門科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	0	0	
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	0	0	
	b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	
分	計		0	0	0	0	0	0	0	0	高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人
	合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	
	職 種		専 属		そ の 他		計				
	事 務 職 員		人 0		人 0		人 0				
	技 術 職 員		0		0		0				
	図 書 館 職 員		0		0		0				
	そ の 他 の 職 員		0		0		0				
	指 導 補 助 者		0		0		0				
	計		0		0		0				

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地		m ²	m ²	m ²		m ²			
	そ の 他		m ²	m ²	m ²		m ²			
	合 計		m ²	m ²	m ²		m ²			
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
			m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)		m ² (m ²)			
教 室			室							
図 書 ・ 設 備	新設学科の名称	図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種	機械・器具 点	標本 点
		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕
		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)
		計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設		
			m ²		m ²			m ²		
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
		教員1人当り研究費等								
		共同研究費等								
		図書購入費								
		設備購入費								
		学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
				千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要										
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称									
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
附属施設の概要										

- (注)
- 1 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 2 高等専門学校の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
 - 3 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
 - 4 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

基本計画書（共同学科）

事 項															記 入															欄																																									
計 画 の 区 分																																																																							
構成大学の設置者																																																																							
構成大学の名称																																																																							
構成大学の本部の位置																																																																							
共同学科の名称																																																																							
共同学科の目的																																																																							
共同学科の概要															入学定員	編入学定員	収容定員				入学定員	編入学定員	収容定員				入学定員	編入学定員	収容定員				修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員																																			
学 位 の 分 野																																																																							
開設時期及び開設年次																																																																							
教 育 課 程															講 義	演 習	実験・実習	計	講 義	演 習	実験・実習	計	講 義	演 習	実験・実習	計	講 義	演 習	実験・実習	計	講 義	演 習	実験・実習	計	講 義	演 習	実験・実習	計	講 義	演 習	実験・実習	計																													
(各構成大学が開設する授業科目数)															科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目																															
																																									基礎教員				基礎教員以外の方				基礎教員				基礎教員以外の方				基礎教員				基礎教員以外の方										
																																									教授	准教授	講師	助教	計	助手	教授	准教授	講師	助教	計	助手	教授	准教授	講師	助教	計	助手	教授	准教授	講師	助教	計	助手	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
																																									人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
																																									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
															大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 〇〇人										大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 〇〇人										大学設置基準別表第一に定める基礎教員数の四分の三の数 〇〇人																																				
															専 門 種 別															専 門 種 別															専 門 種 別																										
															専 門 種 別															専 門 種 別															専 門 種 別																										
															専 門 種 別															専 門 種 別															専 門 種 別																										
															専 門 種 別															専 門 種 別															専 門 種 別																										
職 務 種 別															専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別																													
技 術 種 別															専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別																													
図 書 館 種 別															専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別																														
その他の職員															専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別																													
指導補助者															専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別	専 門 種 別																													
計															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																												

校 区 分	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用	共 用	専 用
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

大 学 等 の 名 称									所 在 地
既 設 学 部 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限 年	入 学 定 員	編 入 学 定 員 年次 人	収 容 定 員	人	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	
校 舎		専 用	m ²	共 用	m ²	共 用 する 他 の 学 校 等 の 専 用	m ²	計	m ²
		(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)	
大 学 等 の 名 称									
既 設 学 部 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限 年	入 学 定 員	編 入 学 定 員 年次 人	収 容 定 員	人	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
校 舎		専 用	m ²	共 用	m ²	共 用 する 他 の 学 校 等 の 専 用	m ²	計	m ²
		(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)	
大 学 等 の 名 称									
既 設 学 部 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限 年	入 学 定 員	編 入 学 定 員 年次 人	収 容 定 員	人	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
校 舎		専 用	m ²	共 用	m ²	共 用 する 他 の 学 校 等 の 専 用	m ²	計	m ²
		(m ²)		(m ²)		(m ²)		(m ²)	

(注)

- 1 共同学科を設置する場合、別記様式第2号（その1の1）に加え、この書類を作成すること。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」、「授業の見直し及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技を含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

[illegible]

大学等の名称								
既設研究科等の状況	研究科等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	開設年度	所在地
校舎	大学等の名称	専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)		
既設研究科等の状況	研究科等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	開設年度	所在地
		専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
校舎	大学等の名称	専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)		
既設研究科等の状況	研究科等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	開設年度	所在地
		専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
校舎	大学等の名称	専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)		
既設研究科等の状況	研究科等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次 人	収容定員 人	学位又は称号	開設年度	所在地
		専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
校舎	大学等の名称	専用		共用	共用する他の学校等の専用	計		
		(m ²)		(m ²)	(m ²)	(m ²)		

(注)

1 共同教育課程を設置する場合、別記様式第2号(その1の2)に加え、この書類を作成すること。

2 大学院の研究科の収容定員に係る学期の変更の届出を行うとする場合は、「教育課程」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

3 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技を含むこと。

4 空欄には、「―」又は「該当なし」と記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
(〇〇学部〇〇学科等)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	基 幹 （助手を除く） 教員	
〇 〇 科目																
	小計（ 科目）	—	—					—								
△ △ 科目																
	小計（ 科目）	—	—					—								
□ □ 科目	〇 〇 科目															
	小計（ 科目）	—	—					—								
	△ △ 科目															
	小計（ 科目）	—	—					—								
合計（ 科目）		—	—					—								
学位又は称号					学位又は学科の分野											
卒 業 ・ 修 了 要 件 及 び 履 修 方 法									授 業 期 間 等							
									1 学年の学期区分				期			
									1 学期の授業期間				週			
									1 時限の授業の標準時間				分			

(注)

1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。

4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。

6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「〇」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。

8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。

9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。

10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。

（1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。

（2）「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。

（3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教育課程等の概要（共同学科等）																		
(共同〇〇学部〇〇学科等)																		
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
					必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	基 幹 （助 手 を 除 く） 教員		
〇 〇 科目																		
	小計（科目）	—	—						—									
△ △ 科目																		
	小計（科目）	—	—						—									
□ □ 科目	〇 〇 科目																	
	小計（科目）	—	—						—									
	△ △ 科目																	
	小計（科目）	—	—						—									
合計（科目）		—	—						—									
学位					学位の分野													
卒業・修了要件及び履修方法					開設大学	開設単位数（必修）			授業期間等									
							1 学年の学期区分		期		1 学期の授業期間						週	
							1 時限の授業の標準時間		分									

(注)

1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。

2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その2の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。

3 学部等、研究科等の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

5 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。

6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。

7 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。

8 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

9 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「〇」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。

10 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。

11 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。

12 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。

（1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。

（2）「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。

（3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要（国際連携学科等）

(〇〇学部 国際連携〇〇学科)

[illegible]

(注)

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別添第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄は、「実験・実習」には、実験も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務実習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 9 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法を併記すること。

専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧 (○○学部○○学科等)									
	科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	単位数			授業形態 [臨/連]	臨地実務実習に代えて連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）を修得させる事由及び見込まれる教育効果	
				必修	選択	自由			
実験、実習又は実技による授業科目	基礎科目								
	職業専門科目								
	展開科目								
	総合科目								
	小計（ 科目）								
	うち卒業・修了に必要な実習等単位数		—						
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数									
演習による実習等代替授業科目	基礎科目								
	職業専門科目								
	展開科目								
	総合科目								
	小計（ 科目）								
	うち卒業・修了に必要な演習代替単位数		—						
うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数									
合計（ 科目）									
うち卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数		—							
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数									

(注)

- 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合は、別記様式第2号（その2の1）、（その2の2）又は（その2の3）に加え、この書類を作成すること。
- 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 「授業形態」欄には、実験、実習、実技又は演習の別を記入するとともに、臨地実務実習による授業科目にあつては「[臨]」の括弧書きを、連携実務演習による授業科目にあつては「[連]」の括弧書きを追記すること。
- 「小計」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習又は連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）に係る単位数を、「うち卒業・修了に必要な演習代替単位数」には演習による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数」には連携実務演習等（演習によるものに限る。）に係る単位数を記入すること。
- 「実験、実習及び実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果」の欄には、臨地実務実習に代えて連携実務演習等（演習によるものに限る。）を修得させる場合のやむを得ない事由についても記入すること。
- 卒業・修了に必要な単位のうちに、基礎科目、職業専門科目、展開科目又は総合科目以外の授業科目であつて、実験、実習若しくは実技又は演習によるものに係る単位を含める場合には、科目区分の枠を追加して記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数及び「単位数」に加え、前期課程に係る科目数及び「単位数」を併記すること。

授 業 科 目 の 概 要				
(〇〇学部〇〇学科等)				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

授 業 科 目 の 概 要 （ 共 同 学 科 等 ）						
（共同〇〇学部〇〇学科等）						
科目 区分		開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

（注）

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その3の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 4 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

授 業 科 目 の 概 要 （ 国 際 連 携 学 科 等 ）					
（〇〇学部 国際連携〇〇学科）					
科目 区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

（注）

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 2 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 3 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 5 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

- 1 教員の数に並び、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の高等専門学校に係る学定上の変更の認可を受けようとする場合又は高等専門学校の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「募集科目区分」は、高等専門学校に設置し其種類を定める「一般科目」「専門科目」を行きかきを記入すること。
- 4 「教育課程の編成等に係る会議等への参加状況」の欄は、教育課程の編成等についての意思決定を行う会議体で所属予定の会議体がある場合、欄に「○」を記入すること。
- 5 「申請に係る高等専門学校に定する適當な以下の担当教員」及び「申請に係る高等専門学校以外の組織での勤務状況」の欄は、当該教員ののみ記載すること。
- 6 「申請に係る高等専門学校以外の組織での基幹教員としての勤務状況」の欄は、申請に係る高等専門学校以外の組織で基幹教員として勤務している場合、その高等専門学校の名称及びそれらの高等専門学校等での教員区分を記載すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況 （専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する基幹教員）										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	修 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	学 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	短 期 大 学	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	そ の 他	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
准 教 授	博 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	修 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	学 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	短 期 大 学	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	そ の 他	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
講 師	博 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	修 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	学 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	短 期 大 学	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	そ の 他	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
助 教	博 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	修 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	学 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	短 期 大 学	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	そ の 他	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
合 計	博 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	修 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	学 士	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	短 期 大 学	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	そ の 他	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	

（注）

1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、別記様式第3号（その3の1）に加え、この書類を作成すること。

2 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。

3 この書類は、専門職大学設置基準第35条第1項、専門職短期大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。

4 それぞれの年齢区分ごとに、別記様式第3号（その3の1）に記入した基幹教員の数の内数として、実務の経験等を有する基幹教員の数を記入するとともに、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の数を括弧書きで記入すること。

5 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。

6 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。

7 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

実務の経験等を有する基幹教員一覧									
(〇〇学部〇〇学科等)									
番号	調書番号	実務家区分	教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	実務経験 の年月数	実務経験の概要		大学等における教員歴、保有学位又は 企業等における研究上の業績の概要
							期間	勤務先・役職名・ 主な職務内容等	
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			

実務の経験等を有する基幹教員数	人
うち「実（研）」の人数	人

(注)

- この書類は、専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合に作成すること。
- この書類は、専門職大学設置基準第35条第1項、専門職短期大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。
- 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 「実務家区分」の欄には、実務の経験等を有する基幹教員のうち、専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者については「実（研）」の文字を記入すること。
- 「大学等における教員歴、保有学位又は企業等における研究上の業績の概要」の欄は、実務の経験等を有する基幹教員のうち、専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者について記入し、これに該当しない者については斜線を引くこと。
- 「実務の経験等を有する基幹教員数」の欄の「うち「実（研）」の人数」は、実務の経験等を有する基幹教員のうち、専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の人数を記入すること。
- 実務の経験等を有する基幹教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。

教 員 個 人 調 書

履 歴 書					
フリガナ		性別		生年月日（年齢）	年 月 日（満 歳）
氏 名					
国 籍			現住所		
月額基本給	千円				
学 歴					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
職 歴					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等					
現在所属している学会					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
賞 罰					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
現 在 の 職 務 の 状 況					
勤 務 先	職名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況		
開 設 後 の 職 務 の 状 況					
勤 務 先	職名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況		
上記のとおり相違ありません。					
年 月 日					
氏名					

（注）

- この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。

教 育 研 究 業 績 書				
年 月 日				
氏名				
研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド		
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項				
事項		年月日	概 要	
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書，教材				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他				
職 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項				
事項		年月日	概 要	
1 資格，免許				
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他				
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項				
著書，学術論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所，発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要
（著書） 1 2 3 ：				
（学術論文） 1 2 3 ：				
（その他） 1 2 3 ：				

（注）

- 1 この書類は，学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合，附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「研究業績等に関する事項」には，書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

教育・実務業績書（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員）		
年 月 日		
氏名		
職 業 分 野	職 務 内 容 の キ ー ワ ー ド	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書，教材		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
実 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	
1 資格，免許		
2 職務の経歴及び職務上の業績		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 著書，論文，その他の成果発表		
2 特許等		
3 その他		

（注）

- 専門職大学等，専門職大学等の学部等，専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は，2に掲げる教員について，別記様式第4号（その2の1）に代えて，この書類を作成すること。
- この書類は，次の（1）から（3）までの教員について，作成すること。
 - 専門職大学設置基準第38条第5号若しくは第6号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第39条第1号，第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。），専門職短期大学設置基準第35条第4号若しくは第7号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第36条第1号，第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。），大学設置基準第13条第5号若しくは第6号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第14条第1号，第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第23条第4号若しくは第7号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第24条第1号，第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。）により，教授，准教授，講師又は助教になろうとする者。
 - 専門職大学設置基準第39条第5号に該当すること（同号に該当することにより同令第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。），専門職短期大学設置基準第36条第4号に該当すること（同号に該当することにより同令第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。），大学設置基準第14条第5号に該当すること（同号に該当することにより同令第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第24条第4号に該当すること（同号に該当することにより同令第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。）により，准教授，講師又は助教になろうとする者。
 - 専門職大学設置基準第41条第3号，専門職短期大学設置基準第38条第3号，大学設置基準第16条第3号又は短期大学設置基準第25条の2第3号に該当することにより，助教になろうとする者。
- 「研究業績に関する事項」の欄の「1 著書，論文，その他の成果発表」には，書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申請者名) 殿

氏名

私は、〇〇大学の設置の認可の上は、〇〇学部〇〇学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

なお、他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することではなく、上記として就任することには問題ございません。

記

・ (授業科目名)

・
・
・
・
・

(注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「〇〇大学の設置」及び「〇〇学部〇〇学科」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 4 「〇〇学部〇〇学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者」及び、「就任し、下記の科目を担当する」及び「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することではなく」の部分については、役職、授業科目の担当の有無等に応じ、適切に表記を変更すること。

附属病院所在地域の概況説明書

事項	記 入 欄							備考
人口及びその動態	区 域	左の区域に含まれる市区町村名	人口	過去 3 年間ににおける人口増減数			今後 5 年間ににおける人口増減の見込み	
				年	年	年		
	所在地からほぼ10km圏内にある市区町村の区域		千人	千人	千人	千人		
	所在地からほぼ20km圏内にある市区町村の区域							
	同一都道府県内							
医療機関の配置状況	区 域	医療機関数	保 有 病床数	医師数	医師一人当り 人口	推定患者数（年間延べ）		
						入院患者数	外来患者数	
	所在地からほぼ10km圏内にある市区町村の区域		床	人	人	人	人	
	所在地からほぼ20km圏内にある市区町村の区域							
	同 一 都 道 府 県 内							
附属病院の患者確保の見通し								
附属病院と地域社会との連携関係								

(注)

- 「人口及びその動態」及び「医療機関の配置状況」の欄に記入する数値について、その基礎となった調査統計等の名称及び調査時点を「備考」の欄に記入すること。
- 「所在地からほぼ10（20）km圏内にある市区町村の区域」とは、当該附属病院の所在する市区町村（政令指定都市の区を含む。）又は当該附属病院の所在地から直線距離で10（20）km以内に市区役所、町村役場が所在する市区町村の区域をいう。

附属病院の医師，歯科医師，看護師等の配置計画書

区分 職名	専任					兼任					計					備考
	開設時	第一年次	第二年次	第三年次	計	開設時	第一年次	第二年次	第三年次	計	開設時	第一年次	第二年次	第三年次	計	
医 師	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
歯 科 医 師																
薬 剤 師																
看 護 師																
准 看 護 師																
看 護 助 手																
診療放射線技師																
診療エックス線技師																
臨床検査技師																
衛生検査技師																
栄 養 士																
歯 科 衛 生 士																
歯 科 技 工 士																
理 学 療 法 士																
作 業 療 法 士																
臨床工学技士																
その他の技術職員																
事 務 員																
そ の 他 の 職 員																
計																
これらの職員の確保 のための計画																

(注)

- 1 医師及び歯科医師については，当該大学の教員である医師及び歯科医師の数をそれぞれ括弧書き（内数）で記入すること。
- 2 「その他の技術職員」とは，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等医療従事者をいう。
- 3 「これらの職員の確保のための計画」の欄には，医師，歯科医師，薬剤師，看護師，准看護師，診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，歯科衛生士及び歯科技工士の確保のための計画の概要について記入すること。

教育課程連携協議会構成員名簿

〇〇専門職大学等

番号	構成員 区分	関係する学部等 又は研究科等	氏 名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に 関する主な経歴

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 4 「構成員区分」の欄には、大学設置基準第 4 2 条の 5 第 2 項各号、短期大学設置基準第 3 5 条の 4 第 2 項各号、専門職大学設置基準第 1 0 条第 2 項各号、専門職短期大学設置基準第 7 条第 2 項各号又は専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 2 項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 5 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 6 「当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験を有する場合に記入すること。ただし、大学設置基準第 4 2 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 4 号、短期大学設置基準第 3 5 条の 4 第 2 項第 2 号及び第 4 号、専門職大学設置基準第 1 0 条第 2 項第 2 号及び第 4 号、専門職短期大学設置基準第 7 条第 2 項第 2 号及び第 4 号又は専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する構成員については、必ず記入すること。

教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注)

- 1 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

臨地実務実習施設の確保状況説明書

（〇〇専門職大学〇〇学部等）

番号	授業科目			臨地実務実習施設				
	授業科目の名称	必修、選択、自由の別	履修予定学生数	施設番号	施設の名称	受入予定学生数	当該施設実習時間数	受入予定学生・時間数
1			人			人	時間	人・時間
		単位数	施設実習時間数			人	時間	人・時間
		単位	時間			人	時間	人・時間
		受入学生・時間数 小計						人・時間
2			人			人	時間	人・時間
		単位数	施設実習時間数			人	時間	人・時間
		単位	時間			人	時間	人・時間
		受入学生・時間数 小計						人・時間
3			人			人	時間	人・時間
		単位数	施設実習時間数			人	時間	人・時間
		単位	時間			人	時間	人・時間
		受入学生・時間数 小計						人・時間

	必修	選択	自由	合計
履修予定学生数計	人	人	人	人
単位数計	単位	単位	単位	単位
施設実習時間数計	時間	時間	時間	時間

受入予定学生・時間数計	必修	選択	自由	合計
	人・時間	人・時間	人・時間	人・時間

（注）

- 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 開設する臨地実務実習に係る授業科目の数及び当該授業科目の授業を行う臨地実務実習施設の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「授業科目」の欄の「施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」欄の「施設番号」は、臨地実務実習施設一覧（別紙様式第7号の4（その2））に記入する施設番号を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目に係る施設実習時間数のうち、当該臨地実務実習施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」の欄の「受入予定学生・時間数」は、受入予定学生数に当該施設実習時間数を乗じて得た数を記入すること。
- 「履修予定学生数計」の欄、「単位数計」の欄、「施設実習時間数計」の欄は、全ての授業科目の履修予定学生数、単位数及び施設実習時間数をそれぞれ合計した数を記入すること。
- 「受入予定学生・時間数計」の欄は、全ての授業科目に係る臨地実務実習施設の受入予定学生・時間数を合計した数を記入すること。

臨地実務実習施設一覧

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

施設番号	臨地実務実習施設の名称	所在地	履修させる授業科目					主な実習場所の面積	備考
			授業科目の名称	必修・選択・自由の別	単位数	履修予定学生数	当該施設実習時間数	受入予定学生・時間数	
1					単位	人	時間	人・時間	㎡ うち必修科目分 ㎡ うち選択科目分 ㎡ うち自由科目分 ㎡
					単位	人	時間	人・時間	
					単位	人	時間	人・時間	
			計	(科目)	単位	のべ人	時間	人・時間	
2					単位	人	時間	人・時間	㎡ うち必修科目分 ㎡ うち選択科目分 ㎡ うち自由科目分 ㎡
					単位	人	時間	人・時間	
					単位	人	時間	人・時間	
			計	(科目)	単位	のべ人	時間	人・時間	

受入予定学生・時間数の合計			主な実習場所の面積の合計		
人・時間			㎡		
うち必修科目分			㎡		
うち選択科目分			㎡		
うち自由科目分			㎡		

(注)

- 1 使用する臨地実務実習施設の数及び当該施設で授業を行う臨地実務実習の授業科目の数に、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 「施設番号」の欄にも、通し番号を記入すること。
- 3 「履修させる授業科目」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 4 「履修させる授業科目」の欄の「当該施設実習時間数」は、当該授業科目の授業時間数のうち当該施設において履修させる授業の時間数を記入すること。
- 5 「主な実習場所の面積」の欄は、当該施設内の実習場所のうち、特に継続的に又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所（臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 6 「主な実習場所の面積」の欄の「うち必修科目相当分」は、主な実習場所のうち、必修科目の授業で使用する部分の面積を、「うち自由科目相当分」は、自由科目の授業で使用する部分（必修科目又は選択科目で使用する部分を除く。）の面積を記入すること。

臨地実務実習施設の概要

施設に関する事項	名 称							
	所 在 地	(キャンパスからの移動方法 (所要時間 分))						
	施設の面積	㎡ (うち主な実習場所の面積 ㎡)						
	開設者・管理者、 従業員数	開 設 者		管 理 者		従 業 員 数		人
	事業の概要							
当該施設の 選定理由								
履修させる授業科目に関する事項	各授業科目	授業科目の名称	必修・選択・ 自由の別	単位数	履修予定 学生数	施設実習 時間数	受入予定学生 ・時間数	主な実習場所
				単位	人	時間	人・時間	
				単位	人	時間	人・時間	
	全 体	計 (科目)		単位	のべ 人	時間	人・時間	
実習の実施体制に関する事項	実習指導者	氏名	所属・職名		実務経験年数	担当授業科目		
					年			
					年			
					年			
	その他の指導体制							
	実習受入期間・ 1日当たり実習 時間	実 習 受 入 期 間				1 日 当 たり 実 習 時 間		
年間 日				時間				
その他	他の学校等からの 校外実習受入れ予 定	他の学校等の名称	受入れ人数		受入期間			
			人		年度 年間 日			
			人		年度 年間 日			
	当該施設が使用で きなくなった場合 の代替措置							
	備 考							

(注)

- この書類は、使用する臨地実務実習施設について作成すること。
- 「施設の面積」の欄の「うち主な実習場所の面積」は、当該施設の実習場所のうち、特に継続的又は反復して使用する部屋等の全部又は一部の場所で、臨地実務実習の教育活動における中心的な場所として使用する部分の面積を記入すること。
- 「履修させる授業科目に関する事項」の「全体」の欄の「履修予定学生数」の計は、各授業科目の履修予定学生数を合計したのべ人数を記入すること。
- 「実習指導者」の欄は、実習指導者の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄は、受入れを予定する他の大学等の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 「他の大学等からの実習受入れ予定」の欄の「受入れ人数」は、受入れを予定している学生等の人数を記入すること。

臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

〇〇専門職大学〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より(臨地実務実習施設名)を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「(臨地実務実習施設名)」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。

連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

〇〇専門職大学〇〇学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、〇〇年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・(授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

必要校地面積の減算説明書

(〇〇専門職大学等)

必要校地面積の減算に関する説明						備考	
校地面積を減ずる事由等	立地等	校地の所在地					
		その場所に立地することが特に必要な事由					
		所要の土地の取得が困難な事由					
	教育上必要な環境の整備の状況						
	その他特記事項						
保有する校地等の面積	区分		当該専門職大学等の校地等面積			共用する他の学校等の専用	合計
			専用	共用	小計		
	校地	校舎敷地 (うち空地)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
		運動場用地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		小計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		その他	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	収容定員	区分	員数	収容定員等に関連する特記事項			
昼間		人					
夜間		人					
昼夜開講		人					
計		人					
収容定員上の学生一人当たり校地面積		m ²					

(注)

- この書類は、専門職大学設置基準第46条第2項又は専門職短期大学設置基準第44条第2項の規定により、所要の校地面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 「教育上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校地面積を減ずることとしても教育に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等における教育環境の整備状況についての説明を記入すること。
- 「収容定員上の学生一人当たり校地面積」の欄は、校地（共用部分を含む。）の面積を収容定員の員数で除した面積を記入すること。
- 「収容定員等に関連する特記事項」の欄は、昼間学部及び夜間学部を併設し、又は昼夜開講制を行う場合における学生の履修及び施設の使用の態様など、収容定員等に関連して特に説明すべき事項がある場合に記入すること。

必要校舎面積の減算説明書

(〇〇専門職大学〇〇学部等)

必要校舎面積の減算に関する説明							備考		
校舎面積を減ずる事由		【 】設置基準上必修化された臨地実務実習のための施設を企業等の事業者の施設の使用により確保							
		【 】その他の相当の事由							
保有する校舎面積		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計				
		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)				
臨地実務実習及び臨地実務実習施設	臨地実務実習	単位数	区分	必修	選択	自由	計		
			設置基準上の必要単位数		単位		—		—
			開設単位数		単位	単位	単位		単位
			うち卒業に必要な単位数	単位		—	単位		
			うち設置基準上の必要単位相当分	単位	単位	—	—		
	臨地実務実習施設	主な実習場所の面積		m ²	m ²	m ²	m ²		
		うち設置基準上の必要単位相当分		m ²	m ²	—	m ²		
		当該施設を使用できなくなった場合の代替措置							
	その他の校外実習	校外実習を行う授業科目及びその実習内容	授業科目		実習内容				
立地	使用する施設								
	校舎の所在地								
所在地周辺の概況									
教育研究上必要な環境の整備の状況									
その他特記事項									

(注)

- この書類は、専門職大学設置基準別表第2イ備考第5号又は専門職短期大学設置基準別表第2イ備考第5号の規定により所要の校舎面積を減ずることとする場合に作成すること。
- 「校舎面積を減ずる事由」の欄は、該当するものについて【 】内に「○」を記入すること。
- 「保有する校舎面積」の欄は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における校舎面積を記入すること。ただし、校舎を段階的に整備する場合には、完成年度における校舎面積に加え、開設年度における校舎面積を括弧内に併記すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「設置基準上の必要単位数」は、専門職大学にあつては「20単位」と、二年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を含む。）にあつては「10単位」と、三年制の専門職短期大学（卒業要件の特例を適用する夜間三年制の専門職短期大学を除く。）にあつては「15単位」と記入すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「開設単位数」は、「必修」、「選択」及び「自由」のそれぞれについて、臨地実務実習に係る開設授業科目の単位数の合計を記入すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち卒業に必要な単位数」は、「必修」については5により記入した開設単位数と同じ単位数を、「選択」については開設単位数のうち当該専門職大学等の卒業に必要な単位数を記入すること。
- 「臨地実務実習」の「単位数」の欄の「うち設置基準上の必要単位相当分」は、次により記入すること。
 - 「必修」については、4により記入した設置基準上の必要単位数が、5により記入した開設単位数を下回る場合には、当該設置基準上の必要単位数を記入し、それ以外の場合には、当該開設単位数を記入すること。
 - 「選択」については、(1)により記入した必修科目に係る設置基準上の必要単位相当分の単位数が、4により記入した設置基準上の必要単位数を下回る場合には、それらの差に相当する単位数を記入し、それ以外の場合には、「0単位」と記入すること。
- 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄には、臨地実務実習施設一覧（別記様式第7号の4（その2））に記入する主な実習場所の面積の合計を記入すること。
- 「臨地実務実習施設」の「主な実習場所の面積」の欄の「うち設置基準上の必要単位相当分」は、「必修」及び「選択」のそれぞれについて、8により記入した主な実習場所の面積に、7により記入した設置基準上の必要単位数相当分の単位数を5により記入した開設単位数で除して得た割合を乗じて得た面積を記入すること。
- 「その他の校外実習」の欄は、臨地実務実習以外の授業科目で校外実習を行う場合に記入すること。なお、「授業科目」及び「実習内容」の欄は、校外実習を行う授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 「立地」の「所在地周辺の概況」の欄には、学生の教育、厚生補導等に関連する周辺の施設等の状況について記入すること。
- 「教育研究上必要な環境の整備の状況」の欄には、必要校舎面積を減ずることとしても教育研究に支障がないことについての説明を含め、当該専門職大学等の学部等の教育研究環境の整備状況についての説明を記入すること。

通信教育実施方法説明書

(〇〇学部〇〇学科等)

通信教育を開設する学部等の計画					備考
主たる授業の方法	印刷教材	放送	メディア利用	面接	
開設する授業科目 の合計単位数					
うち卒業又は修了 に必要な単位数					
職 種		通信教育の課程 を専ら担当	通学の課程を 併せて担当	計	
基 幹 教 員		人 ()	人 ()	人 ()	
基 幹 教 員 以 外 の 教 員		()	()	()	
計		()	()	()	
職 種		専属	その他	計	
事 務 職 員		人 ()	人 ()	人 ()	
技 術 職 員		()	()	()	
図 書 館 職 員		()	()	()	
そ の 他 の 職 員		()	()	()	
指 導 補 助 者		()	()	()	
計		()	()	()	
指導補助者の 名称、役割、 採用条件及び 研修の方法					

通 信 教 育 の 実 施 方 法						備考	
印刷教材授業の実施計画	利用する教材の特色						
	学修過程の管理方法						
	試験の実施方法等						
放送授業の実施計画	利用する技術の特色						
	学修過程の管理方法						
	試験の実施方法等						
メディア利用授業の実施計画	利用する技術の特色						
	同時双方向性の確保						
	学修過程の管理方法						
	試験の実施方法等						
面接授業の実施計画	実施期間		実施施設の名称及び所在地		授業科目の名称		
	実施施設の名称		室の区分	室数	総面積	収容人員	
					m ²	人	

別表

認可の申請又は届出の区分	提出期限	大学又は高等専門学校等の設置（第2条）	大学又は高等専門学校の設置（第2条）	学部等の設置（第3条）、高等専門学校等の設置（第3条）	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科等の専攻に係る課程の変更（第4条）	専門職大学の課程の設置及び変更（第4条の2）	大学における通信教育の開設（第5条）		私立の大学又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更（第6条）		大学等の設置者の変更（第7条）	大学等の廃止（第8条）	
		認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合
		開設年度の 前々年度の10月 1日から 同月31日 まで	開設年度の 前々年度の3月 1日から 同月31日 まで	開設年度の 前々年度の3月 1日から 同月31日 まで又は 開設年度の 前年度の8月1 日から同月31 日まで若しくは 3月1日から同 月31日まで又は 開設年度の8月 1日から同月31 日まで	開設年度の 前々年度の4月 1日から12月 31日まで	開設年度の 前々年度の4月 1日から12月 31日まで	開設年度の 前々年度の3月 1日から同月31 日まで	変更年度の 前々年度の4月 1日から12月 31日まで	開設年度の 前々年度の3月 1日から同月31 日まで	開設年度の 前々年度の12月 31日まで	開設年度の 前々年度の3月 1日から同月31 日まで又は 前年度の6月1 日から同月30日 まで		
認可申請書	様式第1号の1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出書	様式第1号の2)												
基本計画書	様式第2号（その1の1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	様式第2号（その1の2）	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※13	※13
	様式第2号（その1の3）	※2	※2		※2	※2					※2	※2	※2
	様式第2号（その1の4）	※3	※3		※3	※3					※3	※3	※3
	様式第2号（その1の5）	※4	※4		※4						※4	※4	※4
	様式第2号（その2の1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	様式第2号（その2の2）	※3	※3	※4	※3	※4	※3	※3					
	様式第2号（その2の3）	※5		○	○	○	※5	※5					
	様式第2号（その2の4）	※6	※6	※6	※6	※6	○	○			※6	※6	※6
	様式第2号（その3の1）	○	○				○	○	○	○			
	様式第2号（その3の2）	※3	※3		※3		※3	※3	※3	※3			
	様式第2号（その3の3）	※5		○	○	○	※5	※5					
校地校舎等の図面		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
学則		○					○	○	○	○	○	○	
学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
意思の決定を証する書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類		○											
学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類			○	○	○	○							
前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類							○	○					
大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類									○	○			
変更の事由及び時期を記載した書類												○	
学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類										○	○		
廃止の事由及び時期並びに学生の措置方法を記載した書類												○	○
教員名簿	様式第3号（その1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	様式第3号（その2の1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	様式第3号（その2の2）	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1			
	様式第3号（その2の3）	※2	※2		※2								
	様式第3号（その2の4）	※3	※3		※3		※3	※3	※3	※3			
	様式第3号（その2の5）	※4	※4		※4		※4	※4	※4	※4			
	様式第3号（その3の1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	様式第3号（その3の2）	※6	※6	※6	※6	※6	○	○	※6	※6			
教員個人調査書	様式第3号（その4）	※6	※6	※6	※6	※6	○	○	※6	※6			
	様式第4号（その1）	○	○	○					○				
	様式第4号（その2の1）	○	○	○									
	様式第4号（その2の2）	※7	※7	※7					※7				
教員就任承諾書	様式第5号	○	○	○					○				
附属病院所在地域の概況説明書	様式第6号	※8	※8	※8									
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書	様式第7号	※8	※8	※8									
関連教育病院の概要等を記載した書類		※8	※8	※8		※8							
薬学実務実習施設概要書類		※9	※9	※9	※9	※9							
教育課程連携協議会構成員名簿	様式第7号の2	※10	※10	※10	※10	※10							
教育課程連携協議会構成員就任承諾書	様式第7号の3	※10	※10	※10	※10	※10							
臨地実務実習施設の確保状況説明書	様式第7号の4	※6	※6	※6	※6	※6							
臨地実務実習使用承諾書	様式第7号の5	※6	※6	※6	※6	※6							
連携実務演習等に関する承諾書	様式第7号の6	※6	※6	※6	※6	※6							
必要校地面積の減算説明書	様式第7号の7	※6	※6	※6	※6	※6							
必要校舎面積の減算説明書	様式第7号の8	※6	※6	※6	※6	※6							
通信教育実施方法説明書	様式第8号	※11	※11		※11			○	○	※12	※12		
通信教育に係る規程		※11	※11		※11			○	○	※12	※12		

(注)

- 1 ※ 1 は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する場合には、別記様式第 2 号（その 1 の 1）に代えて別記様式第 2 号（その 1 の 2）を、別記様式第 3 号（その 2 の 1）に代えて別記様式第 3 号（その 2 の 2）を作成すること。
- 2 ※ 2 は、高等専門学校又は高等専門学校の学科の設置をする場合には、別記様式第 2 号（その 1 の 1）に代えて別記様式第 2 号（その 1 の 3）を、別記様式第 3 号（その 2 の 1）に代えて別記様式（その 2 の 3）を作成すること。
- 3 ※ 3 は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。
- 4 ※ 4 は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付すること。
- 5 ※ 5 は、国際連携学科等を設置する場合には、別記様式第 2 号（その 2 の 1）に代えて別記様式第 2 号（その 2 の 3）を、別記様式第 2 号（その 3 の 1）に代えて別記様式第 2 号（その 3 の 3）を作成すること。
- 6 ※ 6 は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合に添付すること。
- 7 ※ 7 は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第 4 号（その 2 の 2）（注）2 に掲げる教員について、別記様式第 4 号（その 2 の 1）に代えて別記様式第 4 号（その 2 の 2）を作成すること。
- 8 ※ 8 は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 9 ※ 9 は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 10 ※ 10 は、大学の学部に専門職学科を設置する場合、短期大学の学科に専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
- 11 ※ 11 は、通信教育を開設する場合に添付すること。
- 12 ※ 12 は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
- 13 ※ 13 は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第 2 号（その 1 の 1）に代えて別記様式第 2 号（その 1 の 2）を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第 2 号（その 1 の 1）に加えて別記様式第 2 号（その 1 の 2）を添付すること。

等々氏名の教員幹基

[illegible]

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入してください。
- 2 「職位」の欄は、教授、准教授、講師、助教の順として記入してください。
- 3 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入してください。
- 4 「配当年度」の欄は、開講時期（通年、前期、後期）の別を配当年度次の順に記入してください。
- 5 「担当単位数」の欄は、1年間の担当授業科目の担当単位数の合計（同一科目を複数回開講する場合）を記入してください。
- 6 「教課程の編成等の意思決定に係る会議等」の欄は、当該授業科目の単位数に開講回数と算出、「○」を記入してください。
- 7 申請に係る学部等以外（他の大学等に置かれる学部等を含む）の組織で基礎教員として勤務している場合、その大学及び学部等の名称及びそれらの学部等での教員区分を記載すること。

- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第四項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、令和七年度の私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間

（令和六年九月二日）
文部科学省告示第百二十九号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、令和六年九月六日から九月十三日までとする。

- 高等専門学校教員資格の認定の申請について定める件

（平成十五年三月三十一日）
文部科学省告示第四十六号
最終改正 令二・十二・二十八

高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令二十三号）第十一条第六号、第十二条第五号、第十三条第三号及び第十四条第二号の規定に基づき、公立及び私立の高等専門学校教員資格の認定の申請について次のように定める。

なお、平成六年文部省告示第百十八号（高等専門学校の設置の認可及び教員資格の認定の申請手続）は、廃止する。

1 高等専門学校設置基準第十一条第六号、第十二条第五号、第十三条第三号及び第十四条第二号の規定による公立及び私立の高等専門学校の教員資格の認定の申請は、高等専門学校を設置する都道府県若しくは市町村の教育委員会又は公立大学法人若しくは学校法人の理事長が行うものとする。

2 前項の申請は、第一号様式による教員資格認定申請書に第二号様式による教員資格認定個人調査を添えて行うものとする。

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教員資格認定申請書

年 月 日

文部科学大臣 ○○○○ 殿

申 請 者

申請者の職名及び氏名

このたび、(氏名)を○○高等専門学校○○学科○○担当の(職名)として就任させたいと思いますから、前記の者について高等専門学校設置基準第○条第○号に規定する認定をしてくださるよう別紙書類を添えて申請します。

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教員資格認定個人調書

ふりがな 氏 名			男・女	本籍地		
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)		現住所			
就任させようとする 職名			就任予定日	年 月 日	現職	
担当授業科目				一般科目又は専門科目の別		
学 歴						
学 位 称 号				資格及び免許		
職 歴			職歴の年月数	年 月 年 月	教歴 ()	その他 ()
学校、試験所、会社 等で従事した職務の 概要						
学校における学生指 導歴						
学生指導に関する著 書、論文等	発表年月	発表課題名	発表学会誌等	概 要		
学術に関する著書、 論文等						
技術上の資格等						
社会活動、競技歴等						

(注)

- 1 「現職」の欄には、学校に勤務している者については、学校名、所属学科名、職名及び担当授業科目名を、民間会社等に勤務している者については、会社名及び所属部課係名又は試験所名等を記入すること。
- 2 「資格及び免許」の欄には、担当授業科目と特に関連のある資格及び免許について記入すること。
- 3 「職歴」の欄には、学校における職歴がある場合には専任又は兼任の別を付記すること。
- 4 「職歴の年月数」の欄には、就任予定日までの職歴の年月数を記入すること。なお、括弧の中には、高等専門学校における教歴の年月数を記入すること。
- 5 「学校、試験所、会社等で従事した職務の概要」の欄には、担当授業科目に関連する業務について、その概要を記入すること。なお、共同研究の場合はその旨を付記すること。
- 6 「学校における学生指導歴」の欄には、主事、主任等の名称及び在職年月数を記入すること。
- 7 「学術に関する著書、論文等」の欄には、担当授業科目に関連する著書、学術論文等(発行又は発表が予定されているものを含む。)について記入し、同欄中「概要」の欄には各著書、学術論文等ごとに200字以内でその概要を記入すること。なお、共著の場合は、担当部分を明記すること。
- 8 「技術上の資格等」の欄には、「資格及び免許」の欄に記入したもの以外の技術上の資格、研修歴等を記入すること。
- 9 「学生指導に関する著書、論文等」及び「学術に関する著書、論文等」の欄に記入した著書、論文等の原文を添付すること。

○ 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請手続等について

令和六年十一月五日六文科高第一一九六号
文部科学省高等教育局長から
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長あて通知

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）」（以下「手続省令」という。）第二条第三項、第三条第三項及び同条第十項に基づき、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請又は届出の際は、「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」を提出することとしています。

このたび、実務実習施設の確保、実務の経験を有する基幹教員、適切な学科名称に関する判断の観点等について記載している下記第三別添一に関して、実務実習実施時には、令和五年十二月に改訂された「臨床における実務実習に関するガイドライン」に沿った実施体制が求められることを追記しておりますので、十分御留意願います。

なお、本通知に伴い、「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請手続等について（五文科高第九二〇号、令和五年九月二十一日付け高等教育局長通知）」は廃止します。

記

第一 手続省令第二条第三項、第三条第三項及び同条第十項の規定による「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」について

1. 各大学が独自に薬学実務実習施設を確保する場合
(1) 「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」として、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 実習施設に関する総括表（別紙様式1）
- ② 実習施設の概要（病院）（別紙様式2―1、2―2）

③ 実習施設の概要（薬局）（別紙様式3―1、3―2）
④ 大学と実習施設との連携体制
大学と個別の実習施設との間における指導方法、評価方法に係る具体的な連携方策を説明すること（様式自由）。

⑤ 実習施設の使用承諾書（別添作成例1）
実習施設の開設者又は管理者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

2. 大学と実習施設との間の調整を行う機関（以下「調整機関」という。）が薬学実務実習に必要な施設の確保に係る調整を実施する場合

(1) 「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」として、次に掲げる書類を提出すること。

① 調整機関からの調整実施に係る承諾書（別添作成例2）
調整機関の責任者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

② 大学と実習施設との連携体制の整備計画
大学と実習施設との間の指導方法、評価方法に係る連携についての計画を記載すること（様式自由）。

(2) この場合においては、実務実習を開始する年の前年の6月30日までに、次に掲げる書類の電子ファイル各1式を、高等教育局大学教育・入試課大学設置室へ提出すること。（提出方法は(3)参照）

- ① 実習施設に関する総括表（別紙様式1）
- ② 実習施設の概要（病院）（別紙様式2―1、2―2）
- ③ 実習施設の概要（薬局）（別紙様式3―1、3―2）
- ④ 大学と実習施設との連携体制

大学と個別の実習施設との間における指導方法、評価方法に係る具体的な連携方策を説明すること（様式自由）。

⑤ 実習施設の使用承諾書（別添作成例1）
実習施設の開設者又は管理者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

(3) 原則として、電子メールにて大学設置室（u-secechi@met.go.jp）宛に送付してください。ファイルサイズが10MBを超えるなど、電子メールでの提出が困難な場合は、提出方法を指定しますので、大学設置室まで御連絡ください。

電子ファイルは、PDF形式にて上記(2)①②③④⑤ごとに作成し、Word・Excel・一太郎等で作成したファイルをPDFに変換の上作成してください。手書き等により作成され、電子ファイルが存在しない資料については、スキャナで読み取る等

の方法により作成しても差支えありませんが、ファイルサイズが大きくなり過ぎないよう御留意ください。

電子ファイルの名称は、以下のとおり大学名、提出時期（2026年6月の場合、「2606」）、各提出書類名（名称の前に番号を付す）を半角アンダーバー（「_」）でつないだものとしてください。

例）文部薬科大学、実習施設に関する総括表の場合

文部薬科大学「2606_01」実習施設に関する総括表.pdf

3. 大学の統合等に係る「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」の取扱い

大学の統合や学部等の移管による薬学部又は薬学科の設置に当たって、大学設置分科会運営委員会において、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教育研究実施組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると認められたものについては、上記1.及び2.の書類の提出を免除することとします。

第二 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請又は届出の際に提出した、「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」の内容に変更が生じた場合について

(1) 提出書類

本通知第一1. (1)又は第一2. (1)の書類について、設置認可申請又は届出時から変更した部分を朱書きで見え消し修正し、変更理由書（様式自由）を添えて提出すること。なお、書類のうち、変更が生じていないものについても、併せて、設置認可申請又は届出時に提出した書類と同一内容のものを提出すること。

(2) 提出部数

電子ファイル 各1式

(3) 提出時期

実務実習を開始する年の前年の6月30日まで

(4) 提出方法

第一2. (3)参照

(5) 提出先

高等教育局大学教育・入試課大学設置室

第三 薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務の経験を有する基幹教員、薬学分野における学部及び学科の名称並びに学位の名称について

薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務の経験を有する基幹教員については、大学設置基準等に規定しているが、その判断の観点について別添のとおり取り扱うものとする（別添1及び別添2）。

また、薬学分野における適切な学部及び学科の名称並びに学位の名称については、大学設置基準及び学位規則を踏まえ、別添のとおり取り扱うものとする（別添3）。

總括表 (病院・藥局)

[illegible]

(注)

1. この総括表は、6年制の薬学の課程を置く各大学が、当該課程の全学生が薬学実務実習を履修することが可能な実習施設を確保していることを確認することを目的としている。
2. 病院、薬局の別に作成し、双方を提出すること。
3. 使用する全ての実習施設について記入すること。
4. 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
5. 「実習科目」の欄は、当該施設で行う薬学実務実習の科目名を記入すること。
6. 「実習施設における実習指導者」の欄は、当該実習施設の実習指導者を全て記入し、本務の所属先、実務経験（業務従事）年数を記入すること。
7. 「年間受入れ延べ人数」の欄は、当該施設で年間に受け入れることとなる学生数を記入すること。
8. 学科を複数置く大学においては、学科ごとに作成すること。

実習施設の概要（病院）

病院の名称

位置（所在地）

開設者

管理者

保険医療機関指定の有無

（有の場合の指定年月日）（指定年月日：）

診療科名

病床数

実習生受入れ状況

学校数

年間受入れ延べ人数

（年度）

実習生受入れ予定

学校数

年間受入れ延べ人数

（年度）

（年 月 日時点）

薬剤師数

氏 名

実務経験年数

実習指導に係る研修歴

実習指導者（指導薬剤師）

処方せん枚数／月

入院

枚

外来

枚（うち院外

枚）

注射薬処方せん枚数／月

入院

枚

外来

枚（うち院外

枚）

薬剤管理指導請求件数／月

病棟薬剤業務実施加算の算定

状況

（注）

1. 実習を行う施設ごとに作成すること。
2. 「診療科名」の欄には、当該施設において標榜する診療科名を全て記入すること。
3. 「実習受入れ状況」及び「実習受入れ予定」の欄は6年制薬学部の実習生を対象とすること。
4. 「実習生受入れ状況」の「学校数」の欄は、当該実習施設が実習生の受入れを承諾している学校の数（本書類を提出する大学も含めた数）を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、最近1年間（本書類提出の前年度）における当該実習施設の年間の受入れ延べ人数（他大学からの受入れ学生数も含む。）を記入すること。
5. 「実習生受入れ予定」の「学校数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学実習生の受入れが行われる場合、他大学も含めた学校数を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学からの受入れも含め、当該実習施設が年間に受け入れる延べ人数（予定）を記入すること。
6. 「薬剤師数」の欄は、常勤換算（週32時間以上）した非常勤薬剤師の数も含むこと。
7. 「実務指導者（指導薬剤師）」の欄は、次のとおり記入すること。
 - ①実習指導者の実務経験年数については、常勤に換算した場合の年数を記入すること。
 - ②実習指導者の研修歴については、主催団体名、研修年度、研修（例 認定実務実習指導薬剤師養成研修等）の名称を記入すること。
 - ③実習指導者が複数になる場合には、実習指導者ごとに欄を設けること。
 - ④申請又は届出を行う年度に受講予定の研修がある場合には、「実習指導に係る研修歴」の欄に研修予定時期（年 月）を併せて記入すること。
8. 「処方せん枚数」「注射薬処方せん枚数」「薬剤管理指導請求件数」の欄は、過去1年間の処方せん受け取り実績を元に、1か月の平均を記入すること。
9. 「病棟薬剤業務実施加算の算定状況」の欄には、算定している場合は「有」を、算定していない場合は「無」を記入すること。
10. 別紙様式 2 - 2 についても作成の上、本様式に添付すること。

F 臨床薬学

学修目標		実施の可否
F-1 薬物治療の実践		
F-1-1 薬物治療の個別最適化		
1) 医薬品適正使用の概念を説明する。		
2) 患者情報を適切に収集し、評価することにより、患者の状態を正確に把握する。		
3) 薬物治療の評価等に必要な情報について、最も適切な情報源を効果的に利用し、情報を収集する。また、得られた情報及び情報源を批判的に評価し、効果的に活用する。		
4) 薬物治療の問題点の抽出を行い、その評価に基づき、問題解決策を検討し、薬物治療を個別最適化するための計画を立案する。		
5) 様々なモニタリング項目から患者状態を的確に把握し、薬物治療の有効性と安全性を確認・評価して適切に記録する。		
6) 医薬品の適正使用の観点から、処方監査・解析を行い、疑義照会・処方提案を実践し、調剤、服薬指導、患者教育等を行う。		
7) 個々の患者背景を踏まえ患者の最善のアウトカムを考慮し、科学的根拠に基づく薬物治療の計画を立案する。		
8) 薬物治療開始時からその必要性和安全性を評価し、医薬品の不適正使用等によるリスクを回避するとともに、薬物治療開始後の患者の状態を継続的に把握し、適切に評価し、医薬品の有効性と安全性を確保する。		
9) 疾患の病期(急性期、回復期、慢性期、終末期)や患者や家族の希望、年齢(小児から高齢者まで)、生理学的変動、療養の環境や生活状況を踏まえ、その状況に適した薬物治療を計画立案し、関係者間の情報共有により、シームレスな薬物治療を実践する。		
10) 複数の疾患、複数の医薬品が複雑に関連して治療を受けている患者の薬物治療について、その安全性、有効性を評価し、生活の質(QOL)の維持・改善、副作用の予防・早期発見等を実践する。		
11) 多職種専門性や思考、意識等の違いを理解し、連携する多職種とどのように関われば最も患者・生活者にとって有益かを模索する。多職種からの評価を受け入れ、連携による患者・生活者のより効果的な薬物治療と継続的な薬学的管理を実現する。		
F-2 多職種連携における薬剤師の貢献		
F-2-1 多職種連携への参画・薬剤師の職能発揮		
1) 多様な医療チームにおける薬剤師及び多職種の役割を説明し、薬剤師に求められる役割と責任を自覚する。		
2) 地域に応じた施設間連携等の医療制度、保健福祉制度等を説明する。		
3) 機能が異なる病院間、病院と薬局間、薬局と薬局との間等の施設間の連携、地域包括ケアシステムにおける医療、保健、介護、福祉に関する連携に参画して、入退院時等における療養環境の変化にシームレスな患者支援を実践する。		
4) 連携する多職種とともに、患者・生活者にとって何が重要な課題かを明確にし、共通の目標を設定し、チームの活動方針を共有し課題解決を図るとともに、薬学的観点からチームの活動に有益な情報を提供する。		
5) 患者や家族が議論や意思決定に積極的に参加できるように多職種・患者や家族に働きかける。		
6) 各専門職の背景が異なることに配慮し、双方向に互いの専門職としての役割、知識、意見、価値観を共有する。また、相互理解を深め、対立や葛藤を回避せず、お互いの考えを確認しながら連携する職種間の合意を形成し、患者・生活者の問題解決を図る。		
7) 積極的にコミュニケーションを図り、連携する多職種と信頼関係を構築し、その維持、向上に努める。		
8) 連携する多職種との関わりを通して、薬剤師としての専門性や思考、意識、感情、価値観などを振り返り、その経験をより深く理解して連携に活かすとともに、薬剤師としての専門性向上に努める。		
F-3 医療マネジメント・医療安全の実践		
F-3-1 医薬品の供給と管理		
1) 流通状況を踏まえ、医薬品の供給及び管理を適切に実施する。		
2) 市販されている医薬品では対応できない場合の医薬品の調製、使用、品質管理等について説明する。		
F-3-2 医薬品情報の管理と活用		
1) 医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。		
2) 医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。		
3) 報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。		
4) 適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。		
5) 医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。		

学修目標		実施の可否
F-3-3 医療安全の実践		
1) 自らのヒヤリハット事例などを振り返り、医療現場の安全の向上に努める。		
2) 医療に関するリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を把握し、医療現場での患者安全の原則と概念、安全を確保する体制や具体的な方策を説明する。		
3) 医療過誤やインシデント・アクシデント事例を収集し、要因を解析した上で、発生時や対応時における法的措置(刑事責任・民事責任)を理解し、医療環境に合わせた適切な対応と予防策を検討する。		
F-3-4 医療現場での感染制御		
1) 感染症を発生させない環境整備等に努め、感染源や媒介者にならない等、感染予防や健康管理に留意して行動する。		
2) 標準予防策を理解、実践し、感染経路別の予防策を実施する。		
3) 感染症が発生したときの対応を理解し、感染拡大しないよう感染制御に努める。		
4) 新興・再興感染症に対して、最新の知見や行政の対応に基づき、医療提供体制の役割等を把握した上で、感染制御を理解する。		
F-4 地域医療・公衆衛生への貢献		
F-4-1 地域住民の疾病予防・健康維持・増進の推進、介護・福祉への貢献		
1) 地域住民が自らの健康生活を維持するための健康の相談窓口として、有益な知識・情報を積極的に提供し、適切なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備して、地域住民の健康維持・管理を支援する。		
2) 地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師の役割を理解し、地域住民の介護・福祉を向上させるために地域連携を推進し、生活環境、生活の質(QOL)の維持・改善に尽力する。		
3) 地域における医療、保健、介護、福祉等の疫学データを活用して、地域住民の健康状態及び地域独自の医療、保健、介護、福祉環境等の課題を把握するとともに、それらの課題改善への取り組みを科学的エビデンスに基づき検討し提案する。		
F-4-2 地域での公衆衛生、災害対応への貢献		
1) 薬剤師として求められる地域住民の生活・衛生環境の保全、疾病予防や感染拡大防止による医療環境の維持・整備を実際の地域の中で実践し、地域住民の健康的な環境を確保する。		
2) 住民・児童生徒に向けた保健知識の普及指導・啓発活動を実践して、住民・児童生徒の公衆衛生意識を向上し、生活環境の向上に積極的に寄与する。		
3) 災害時に薬剤師が果たすべき役割や備え等を理解し、行動(シミュレーション)する。		
F-5 臨床で求められる基本的な能力		
F-5-1 医療・福祉・公衆衛生の現場で活動するための基本姿勢		
1) 個々の患者・生活者に寄り添い、身体的、心理的、社会的特徴の把握に努め、その想いを受け止めて患者・生活者を全人的・総合的に深く理解する。		
2) 薬剤師として医療の中で求められる責任を自覚し、自らを律して行動するとともに、薬剤師としての義務及び法令を遵守する。医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識を持ち、薬剤師の社会的使命を果たす。		
3) 関係者と相互理解を図り、信頼関係を構築した上で、他者の意見又は記述された文章を正しく理解し、それに対する自分の意見を効果的な説明方法や手段を用いて明確に表現する。		
4) 専門職がチームとして連携して活動を推進するため、チームの活動の活性化に積極的に貢献するとともに、チームの中での個人の責任を果たす。		
5) 自己研鑽を続けることは医療・保健に携わる薬剤師の基本であることを理解し、薬学・医療の進歩に対応するために、医療・保健・介護・福祉・情報・科学技術など薬剤師を巡る社会的動向を把握する。		
6) 医療の質的向上に貢献するため、再現性・信頼性・具体性のあるエビデンスの構築に努める。		

(注)

- 1 本様式は、実習施設の概要を提出した全ての実習施設ごとに作成し、実習施設の概要に添付して提出すること。
- 2 「実施の可否」の欄については、当該実習施設において実施できる到達目標には「○」を、実施しないものには「×」を記入すること。
- 3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム (F 臨床薬学)」における全ての到達目標について記載すること。

実習施設の概要（薬局）

薬局の名称			
位置（所在地）			
開設者			
管理者			
保険薬局指定の有無 （有の場合の指定年月日）	（指定年月日： ）		
健康サポート薬局である旨 の表示の有無			
実習生受入れ状況 （ 年度）	学校数	年間受入れ延べ人数	
実習生受入れ予定 （ 年度） （ 年 月 日時点）	学校数	年間受入れ延べ人数	
薬剤師数			
実習指導者（指導薬剤師）	氏 名	実務経験年数	実習指導に係る研修歴
取扱い処方せん数／月			
取扱い診療科名			
一般用医薬品取扱い状況	（品目数： ）		
居宅療養管理指導又は在宅 患者訪問薬剤管理指導の算 定件数／月	居宅療養管理指導： 在宅患者訪問薬剤管理指導：		

(注)

1. 実習を行う施設ごとに作成すること。
2. 「実習受入れ状況」及び「実習受入れ予定」の欄は6年制薬学部の実習生を対象とすること。
3. 「実習生受入れ状況」の「学校数」の欄は、当該実習施設が実習生の受入れを承諾している学校の数（本書類を提出する大学も含めた数）を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、最近1年間（本書類提出の前年度）における当該実習施設の年間の受入れ延べ人数（他大学からの受入れ学生数も含む。）を記入すること。
4. 「実習生受入れ予定」の「学校数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学実習生の受入れが行われる場合、他大学も含めた学校数を記入すること。また、「年間受入れ延べ人数」の欄は、本書類を提出する大学が実務実習を行う年度に、他大学からの受入れも含め、当該実習施設が年間に受け入れる延べ人数（予定）を記入すること。
5. 「薬剤師数」の欄は、常勤換算（週32時間以上）した非常勤薬剤師の数も含むこと。
6. 「実務指導者（指導薬剤師）」の欄は、次のとおり記入すること。
 - ①実習指導者の実務経験年数については、常勤に換算した場合の年数を記入すること。
 - ②実習指導者の研修歴については、主催団体名、研修年度、研修（例 認定実務実習指導薬剤師養成研修等）の名称を記入すること。
 - ③実習指導者が複数になる場合には、実習指導者ごとに欄を設けること。
 - ④申請又は届出を行う年度に受講予定の研修がある場合には、「実習指導に係る研修歴」の欄に研修予定時期（ 年 月）を併せて記入すること。
7. 「取扱い処方せん数」の欄は、過去1年間の処方せん取扱い数実績を元に、1か月の平均を記入すること。
8. 「取扱い診療科名」の欄は、当該薬局で受け付けている処方せんの主な診療科名を記載することとし、実習生が実習中に体験できる診療科を記載すること。
9. 「一般用医薬品取扱い状況」の欄は、当該薬局で一般用医薬品を取り扱っている場合には、「有」を、そうでない場合には「無」を記入すること。また、「有」とした場合は、取り扱っている品目数も併せて記入すること。
10. 「居宅療養管理指導又は在宅患者訪問薬剤管理指導の算定状況」の欄には、それぞれの算定件数の実績を元に、1か月の平均を記入すること。
11. 別紙様式3-2についても作成の上、本様式に添付すること。

F 臨床薬学

学修目標		実施の可否
F-1 薬物治療の実践		
F-1-1 薬物治療の個別最適化		
1) 医薬品適正使用の概念を説明する。		
2) 患者情報を適切に収集し、評価することにより、患者の状態を正確に把握する。		
3) 薬物治療の評価等に必要な情報について、最も適切な情報源を効果的に利用し、情報を収集する。また、得られた情報及び情報源を批判的に評価し、効果的に活用する。		
4) 薬物治療の問題点の抽出を行い、その評価に基づき、問題解決策を検討し、薬物治療を個別最適化するための計画を立案する。		
5) 様々なモニタリング項目から患者状態を的確に把握し、薬物治療の有効性と安全性を確認・評価して適切に記録する。		
6) 医薬品の適正使用の観点から、処方監査・解析を行い、疑義照会・処方提案を実践し、調剤、服薬指導、患者教育等を行う。		
7) 個々の患者背景を踏まえ患者の最善のアウトカムを考慮し、科学的根拠に基づく薬物治療の計画を立案する。		
8) 薬物治療開始時からその必要性和安全性を評価し、医薬品の不適正使用等によるリスクを回避するとともに、薬物治療開始後の患者の状態を継続的に把握し、適切に評価し、医薬品の有効性と安全性を確保する。		
9) 疾患の病期(急性期、回復期、慢性期、終末期)や患者や家族の希望、年齢(小児から高齢者まで)、生理学的変動、療養の環境や生活状況を踏まえ、その状況に適した薬物治療を計画立案し、関係者間の情報共有により、シームレスな薬物治療を実践する。		
10) 複数の疾患、複数の医薬品が複雑に関連して治療を受けている患者の薬物治療について、その安全性、有効性を評価し、生活の質(QOL)の維持・改善、副作用の予防・早期発見等を実践する。		
11) 多職種専門性や思考、意識等の違いを理解し、連携する多職種とどのように関われば最も患者・生活者にとって有益かを模索する。多職種からの評価を受け入れ、連携による患者・生活者のより効果的な薬物治療と継続的な薬学的管理を実現する。		
F-2 多職種連携における薬剤師の貢献		
F-2-1 多職種連携への参画・薬剤師の職能発揮		
1) 多様な医療チームにおける薬剤師及び多職種の役割を説明し、薬剤師に求められる役割と責任を自覚する。		
2) 地域に応じた施設間連携等の医療制度、保健福祉制度等を説明する。		
3) 機能が異なる病院間、病院と薬局間、薬局と薬局との間等の施設間の連携、地域包括ケアシステムにおける医療、保健、介護、福祉に関する連携に参画して、入退院時等における療養環境の変化にシームレスな患者支援を実践する。		
4) 連携する多職種とともに、患者・生活者にとって何が重要な課題かを明確にし、共通の目標を設定し、チームの活動方針を共有し課題解決を図るとともに、薬学的観点からチームの活動に有益な情報を提供する。		
5) 患者や家族が議論や意思決定に積極的に参加できるように多職種・患者や家族に働きかける。		
6) 各専門職の背景が異なることに配慮し、双方向に互いの専門職としての役割、知識、意見、価値観を共有する。また、相互理解を深め、対立や葛藤を回避せず、お互いの考えを確認しながら連携する職種間の合意を形成し、患者・生活者の問題解決を図る。		
7) 積極的にコミュニケーションを図り、連携する多職種と信頼関係を構築し、その維持、向上に努める。		
8) 連携する多職種との関わりを通して、薬剤師としての専門性や思考、意識、感情、価値観などを振り返り、その経験をより深く理解して連携に活かすとともに、薬剤師としての専門性向上に努める。		
F-3 医療マネジメント・医療安全の実践		
F-3-1 医薬品の供給と管理		
1) 流通状況を踏まえ、医薬品の供給及び管理を適切に実施する。		
2) 市販されている医薬品では対応できない場合の医薬品の調製、使用、品質管理等について説明する。		
F-3-2 医薬品情報の管理と活用		
1) 医療環境に応じて医薬品の情報源や情報媒体を把握し、利用して網羅的かつ最新の医薬品情報を収集し、医療機関や患者集団への情報の適合性や必要性を考慮する。また、根拠に基づいた適切な評価及び目的に応じた加工を行い、医薬品情報の提供、発信(伝達)を行う。		
2) 医療における安全性情報の収集に努めるとともに、安全性情報や回収情報等に対して医療環境に応じて迅速に対応する。		
3) 報告されている種々の医薬品に関する情報を整理、統合して、臨床で有益な知見を新たに構築して提供する。		
4) 適切な医薬品情報及び有害事象情報等に基づき、医療環境に応じた医薬品適正使用の推進と安全対策を立案する。		
5) 医療環境に応じた医薬品使用基準について理解し、有効かつ安全で経済的な医薬品の採用、使用等について説明する。		

学修目標		実施の可否
F-3-3 医療安全の実践		
1) 自らのヒヤリハット事例などを振り返り、医療現場の安全の向上に努める。		
2) 医療に関するリスクマネジメントにおける薬剤師の責任と義務を把握し、医療現場での患者安全の原則と概念、安全を確保する体制や具体的な方策を説明する。		
3) 医療過誤やインシデント・アクシデント事例を収集し、要因を解析した上で、発生時や対応時における法的措置(刑事責任・民事責任)を理解し、医療環境に合わせた適切な対応と予防策を検討する。		
F-3-4 医療現場での感染制御		
1) 感染症を発生させない環境整備等に努め、感染源や媒介者にならない等、感染予防や健康管理に留意して行動する。		
2) 標準予防策を理解、実践し、感染経路別の予防策を実施する。		
3) 感染症が発生したときの対応を理解し、感染拡大しないよう感染制御に努める。		
4) 新興・再興感染症に対して、最新の知見や行政の対応に基づき、医療提供体制の役割等を把握した上で、感染制御を理解する。		
F-4 地域医療・公衆衛生への貢献		
F-4-1 地域住民の疾病予防・健康維持・増進の推進、介護・福祉への貢献		
1) 地域住民が自らの健康生活を維持するための健康の相談窓口として、有益な知識・情報を積極的に提供し、適切なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備して、地域住民の健康維持・管理を支援する。		
2) 地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師の役割を理解し、地域住民の介護・福祉を向上させるために地域連携を推進し、生活環境、生活の質(QOL)の維持・改善に尽力する。		
3) 地域における医療、保健、介護、福祉等の疫学データを活用して、地域住民の健康状態及び地域独自の医療、保健、介護、福祉環境等の課題を把握するとともに、それらの課題改善への取り組みを科学的エビデンスに基づき検討し提案する。		
F-4-2 地域での公衆衛生、災害対応への貢献		
1) 薬剤師として求められる地域住民の生活・衛生環境の保全、疾病予防や感染拡大防止による医療環境の維持・整備を実際の地域の中で実践し、地域住民の健康的な環境を確保する。		
2) 住民・児童生徒に向けた保健知識の普及指導・啓発活動を実践して、住民・児童生徒の公衆衛生意識を向上し、生活環境の向上に積極的に寄与する。		
3) 災害時に薬剤師が果たすべき役割や備え等を理解し、行動(シミュレーション)する。		
F-5 臨床で求められる基本的な能力		
F-5-1 医療・福祉・公衆衛生の現場で活動するための基本姿勢		
1) 個々の患者・生活者に寄り添い、身体的、心理的、社会的特徴の把握に努め、その想いを受け止めて患者・生活者を全人的・総合的に深く理解する。		
2) 薬剤師として医療の中で求められる責任を自覚し、自らを律して行動するとともに、薬剤師としての義務及び法令を遵守する。医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識を持ち、薬剤師の社会的使命を果たす。		
3) 関係者と相互理解を図り、信頼関係を構築した上で、他者の意見又は記述された文章を正しく理解し、それに対する自分の意見を効果的な説明方法や手段を用いて明確に表現する。		
4) 専門職がチームとして連携して活動を推進するため、チームの活動の活性化に積極的に貢献するとともに、チームの中での個人の責任を果たす。		
5) 自己研鑽を続けることは医療・保健に携わる薬剤師の基本であることを理解し、薬学・医療の進歩に対応するために、医療・保健・介護・福祉・情報・科学技術など薬剤師を巡る社会的動向を把握する。		
6) 医療の質的向上に貢献するため、再現性・信頼性・具体性のあるエビデンスの構築に努める。		

(注)

- 1 本様式は、実習施設の概要を提出した全ての実習施設ごとに作成し、実習施設の概要に添付して提出すること。
- 2 「実施の可否」の欄については、当該実習施設において実施できる到達目標には「○」を、実施しないものには「×」を記入すること。
- 3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム (F 臨床薬学)」における全ての到達目標について記載すること。

承諾書

(学校名) (学部、学科名) の薬学実務実習施設として、(使用開始時期) より (当該実習施設名) を使用することを承諾します。

年 月 日

開設者又は長の職名及び氏名

(申請者名) 殿

(注)

1. 使用する学部、学科等ごとの実習施設全てについて記入するものとする。ただし、2 以上の施設で開設者等が同一の場合には、「当該実習施設名」を併記しても差し支えない。
2. 「開設者又は長の職名及び氏名」の欄は、管理者と開設者が異なる場合は、管理者として差し支えない。
3. 「(使用開始時期)」の欄は、実際に実習を開始する年を記入すること。
4. 「(申請者名)」については、届出を行う場合には、「届出者名」とすること。

薬学実務実習施設の調整実施承諾書

(学校名) (学部、学科名) の薬学実務実習に必要な施設の確保については、本(薬学実務実習施設調整機関名)が、貴大学における長期実務実習の開始前年までに、貴大学学生〇〇人(入学定員〇〇人)の受入れが可能となるよう、調整を行うことを承諾します。

年 月 日

当該機関の責任者の職名及び氏名

(申請者名)

殿

(注)

「(申請者名)」については、届出を行う場合には、「(届出者名)」とすること。

薬学実務実習に必要な施設の確保について

大学設置基準第39条の2は、「薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。」と規定している。

ここにいう「薬学実務実習に必要な施設を確保する」という規定の解釈については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

1. 全学生を受け入れるのに十分な実習施設が確保されているか

(1) 大学と実習施設との間の調整を行う機関が実習施設の確保に係る調整を行うこととなっている場合

- ① 当該機関による調整可能な施設数及びそれらの施設において受入れ可能な学生の総数に基づき、当該大学からの学生の受け入れが可能であること。
- ② この場合、各大学は、長期実務実習が開始される前年に、調整の結果確保された個別の病院・薬局に関する諸情報を文部科学省に提出することとする。
- ③ 各大学は、実習施設の確保に係る諸情報を随時ホームページ等で公表することが望ましい（どのような情報をどの段階で公表するかについては、各大学の判断に委ねることとする）。

(2) 各大学が独自に実習施設を確保することとしている場合

- ① 大学が確保した実習施設における年間の受入れ学生数が当該大学の1学年定員を上回っていること。
- ② 大学が、受入れ施設の使用承諾書や長期実務実習の実施計画を記載した資料により、当該大学の1学年定員全員が実習を行うことができることを証明していること。
- ③ 各大学は、実習施設の確保に係る諸情報を随時ホームページ等で公表することが望ましい（どのような情報をどの段階で公表するかについては、各大学の判断に委ねることとする）。

(3) 調整を行う機関及び大学独自の取り組みを併用し、実習施設の確保を図る場合、上記(1)及び(2)の要件が満たされることが必要であること。

2. 実習施設の質が確保されているか

(1) 大学と実習施設との間の調整を行う機関が実習施設の確保に係る調整を行うこととなっている場合には、実習施設の質の確保は行われているものと見なす。

※この場合、上記1. (1) ②に基づき、実習開始前年に提出する資料において、(2)に記す諸情報の提出が必要となる。

(2) 各大学が個別に実習施設を確保することとしている場合

以下の諸情報の提出に基づき、実習施設において病院業務・薬局業務が適切に行われていると判断されることが必要

① 病院

病床数、常勤薬剤師数（常勤換算薬剤師数）、指導薬剤師数、保険医療機関指定日、院内調剤件数、院外処方せん発行枚数、薬剤管理指導請求件数 等

② 薬局

常勤薬剤師数（常勤換算薬剤師数），指導薬剤師数，保険薬局指定日，取扱い処方せん数，一般用医薬品取扱い状況（品目数）等

- (3) 上記(1)(2)においては、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの内容が実施可能であることが証明されることが必要。（証明する方法については、調整を行う機関又は各大学に委ねることとする。）

3. 指導体制が整備されているか

- (1) 大学が指導に責任を持てるような体制が整備されていること

大学と実習施設との間で指導・評価方法に係る具体的な連携方策が示されていること（実習施設における指導担当者と大学教員との会議の開催等，実習生指導に係る計画の策定，教員及び助手による実習生の巡回指導計画の策定，その他の方策が考えられる）

- (2) 実習について適当な実習指導者の指導が行われること

実習実施時には、「臨床における実務実習に関するガイドライン」に沿った実施体制が求められる。なお，実習指導者は，日本薬剤師研修センター，日本薬学会，薬学教育協議会，病院薬剤師会，薬剤師会等が主催する研修会に参加することが望ましい。

薬剤師としての実務の経験を有する基幹教員について
(大学設置基準別表第1イ備考第10号及び平成16年文部科学省告示第175号関係)

大学設置基準別表第1イ備考第10号は、「薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。」と規定しており、本規定を受けて平成16年文部科学省告示第175号が定められている。

「薬剤師としての実務の経験を有する基幹教員」に係るこれらの諸規定の解釈については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

1. 実務家教員の授業科目担当能力については、薬学部での非常勤講師経験（卒前実習指導、薬学概論等の講義実績）、指導用教材の作成実績、医療薬学系大学院生の実務研修の指導実績、研修生（薬剤部独自採用及び（公財）日本薬剤師研修センターからの依頼）に対する指導実績、生涯学習・卒後学習や薬剤師対象の研修会での講師経験、各種指導者対象の講習会・ワークショップ等への参加実績等を考慮する。
2. 「おおむね5年程度の実務の経験」については、原則として、病院又は薬局において常勤薬剤師として勤務した経験を求めることとする。なお、非常勤や研修の場合であっても、常勤薬剤師と同様、週に5日、1日8時間程度の勤務経験があれば、足りることとし、このことを証明する書類の提出を求めることとする。
3. いわゆる「みなし基幹教員」（平成16年文部科学省告示第175号第2項に定める教員）については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学の課程を置く組織の運営について責任を担う者であることが求められている。
この場合、授業科目としては、実務実習科目を含むこととする。また、教育課程の編成については、当該授業科目の教育内容、単位認定に係る責任を有していることや、構成するユニットの責任者としてコースの合否判定に責任を有していることなど、教育課程の編成に当たっての責任者であることが求められる。さらに、組織の運営に関しては、教授会等への出席など、当該薬学の課程（学部・学科）の運営に責任をもって関与していることが求められる。
4. 元実務家を実務家教員として認定するためには、実務経験の期間と実務から離れてからの期間とを勘案して判定を行うこととする。なお、およその目安として、実務をやめてから5～10年以内であることが望ましく、実務をやめる前の実務経験の長さも考慮することとする。
5. 実務家教員の教授、准教授、講師又は助教の区分については、当該教員の教育上の能力、実務の実績、研究上の業績、学位、教授・准教授・講師・助教としての経歴、指導を行う分野における知識・経験等を総合的に勘案し、決定することとする。

薬学分野における学部及び学科の名称並びに学位の名称について
(大学設置基準第40条の4及び学位規則第10条関係)

学部及び学科の名称については、大学設置基準第40条の4において、「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」と規定されている。また、学位の名称については、学位規則第10条において「大学（中略）は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。」と規定されている。

薬学分野においては学部段階の課程において2通りの修業年限が設けられ、博士課程の標準修業年限も異なったものとされている。

各大学においては、学部、学科の名称をその教育研究上の目的にふさわしいものとして適切に選択することが必要であり、学位の名称についても適切な専攻分野の名称を選択することが必要である。その際、両課程の相違が社会的に認知されやすいような名称とすることが必要不可欠である。

そこで、薬学分野の学部及び学科の名称並びに学位の名称については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

【学部及び学科の名称について】

1. 6年制の学部の名称は「薬学部」とする。また、6年制の学科の名称は「薬学科」とすることを基本とする。
2. 4年制の学部の名称は「薬科学部」とし、4年制の学科の名称は「薬科学科」とすることを基本とする。
3. 1学部の中に6年制学科と4年制学科が併存する場合、学部名称は「薬学部」とすることができる。
4. 4年制課程のみの学部を「薬学部」とすることは、社会的な混乱を招くおそれがあることからこれを認めない。同様に4年制学科を「薬学科」とすることも認めない。

【学位の名称について】

1. 学位の名称に関し、平成16年2月18日の中央教育審議会答申を踏まえ、6年制課程卒業者に付与する学位は「学士（薬学）」とする。また、6年制課程を基礎とする博士課程の修了者に付与する学位は「博士（薬学）」とする。
2. 4年制課程卒業者に付与する学位は「学士（薬科学）」を基本とし、4年制課程を基礎とする博士課程の修了者に付与する学位は「博士（薬科学）」を基本とする。

第二章 寄附行為（変更）認可・届出関係

○ 私立学校法施行規則（抄）

（昭和二十五年三月十四日）
文部省令第十二号
最終改正 令六・九・三〇文科令二八

第一章 総則

（収益事業の種類）

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第十九条第二項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第二条 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第五号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「設立法人子法人」という。）とする。

2 令第一条第五号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 学校法人の設立者である法人（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ設立法人子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 支配法人等役員（支配法人等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、

監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員
ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

第二章 寄附行為の認可

（寄附行為認可申請手続）

第三条 法第二十三条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 設立趣意書
二 設立決議録

三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類

四 設立代表者の履歴書

五 理事に関する次に掲げる書類

イ 理事の就任承諾書及び履歴書

ロ 理事が法第三十一条第一項各号に該当しない者であることを証する書類

ハ 理事が監事又は評議員を兼ねる者でないことを証する書類

ニ 理事のうちに、法第三十一条第四項第一号に掲げる者が含まれていることを証する書類

ホ 理事のうちに、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（法第三十一条第六項に規定する特別利害関係をいう。以下同じ。）を有する者が含まれていないことを証する書類

ヘ 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

六 監事に関する次に掲げる書類

イ 監事の就任承諾書及び履歴書

ロ 監事が法第四十六条第一項各号に該当しない者であることを証する書類

ハ 監事が評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないことを証する書類

ニ 監事のうちに、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

七 評議員に関する次に掲げる書類

イ 評議員の就任承諾書及び履歴書

ロ 評議員が法第三十一条第一項各号に該当しない者であることを証する書類
ハ 評議員のうちに、法第六十二条第三項各号に掲げる者(同項第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。)が含まれていることを証する書類

ニ 評議員のうちに、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないことを証する書類

ホ 法第六十二条第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えていないことを証する書類

ヘ 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えていないことを証する書類

八 会計監査人に関する次に掲げる書類

イ 会計監査人の就任承諾書

ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)であることを証する書類

ニ 会計監査人が法第八十一条第三項各号に該当しない者であることを証する書類

九 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

十 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類

十一 その他文部科学大臣が定める書類

2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

二 寄附申込書

三 不動産(当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。)の権利の所属についての登記所の証明書等

四 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書

七 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

八 その他文部科学大臣が定める書類

3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

4 第二項の規定は、前項の申請をした者について準用する。

5 法第二十三条第一項の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第一項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類(同号に掲げる書類については、当該学校法人が会計監査人を置く場合に限る。)

二 第二項各号(第八号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)

三 その他所轄庁が定める書類

6 第二項第一号の財産の一覧は、基本財産(学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。)と運用財産(学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。)とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産(収益を目的とする事業に必要な財産をいう。)を、更に区分して記載するものとする。

7 第一項、第三項及び第五項の認可申請書及び寄附行為並びに第二項第一号の財産の一覧には、副本を添付することを要する。

(文部科学大臣の認可の手續)

第四条 文部科学大臣は、前条第一項及び第三項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の三月三十一日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

第三章 電磁的記録等

(電磁的記録)

第五条 法第二十三条第四項(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第六条 次に掲げる規定（これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、学校法人（同項において準用する場合にあつては、同条第五項の法人（以下「準学校法人」という。）以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて学校法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

- 一 法第二十七条第二項
- 二 法第六十六条第二項
- 三 法第七十七条第四項

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第七条 次に掲げる規定（これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第二十七条第三項第三号
- 二 法第四十三条第六項第三号
- 三 法第六十八条第三号（法第四百四十四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）
- 四 法第七十八条第三項第三号
- 五 法第八十六条第三項第三号
- 六 法第六十六条第三項第三号（法第四百四十四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）
- 七 法第七十七条第五項第二号（法第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条 法第二十七条第三項第四号、第四十二条第四項、第七十条第五項及び第七十二条第四項（法第七十三条において準用する場合及び法第四百七十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内

容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第四章 機関

第一節 理事会及び理事

（補欠の理事の選任）

第九条 法第三十条第三項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による補欠の理事の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第三十条第三項の規定により補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の理事である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名
- 三 同一の理事（二人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の理事）につき二人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位
- 四 補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
- 五 補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間

（職務の適正な執行ができない者）

第十条 法第三十一条第一項第二号（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（子法人）

第十一条 法第三十一条第四項第二号（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 当該学校法人（法第五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校

法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人

二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人

イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員

ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者

ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者

二 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者（特別利害関係）

第十二条 法第三十一条第六項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の特別な利害関係として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一方の者が他方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

二 一方の者が他方の者の使用人である関係

三 一方の者が他方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している関係

四 一方の者が他方の者の前二号に掲げる関係の者の配偶者である関係

五 一方の者が他方の者の第一号から第三号までに掲げる関係の者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする関係（学校法人の業務の適正を確保するための体制）

第十三条 法第三十六条第三項第五号（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

いことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（理事等の説明義務）

第十四条 法第三十九条第二項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学校法人（法第五百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学校法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合（理事会の議事録）

第十五条 法第四十三条第一項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二 理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨

イ 法第四十一条第二項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第四十一条第三項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により理事が招集したもの

ハ 法第五十七条第一項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第五十七条第二項（法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの

- 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定（ロからニまでに掲げる規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第四十条（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十二条第二項

ロ 法第五十五条第一項

ハ 法第五十六条第二項

ニ 法第九十六条第四項

六 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

七 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4 法第四十四条第一項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合には、理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

二 理事会への報告を要しないものとされた日

三 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

（理事会の議事録に係る電子署名）

第十六条 法第四十三条第三項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電磁的記録に記録することができている情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものとする。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第二節 監事

（補欠の監事の選任）

第十七条 第九条の規定は、法第四十五条第二項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による補欠の監事の選任について準用する。

（監事の調査の対象）

第十八条 法第五十四条（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査報告の作成）

第十九条 法第五十六条第一項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該学校法人（法第五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。）の理事及び職員

二 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該学校法人の他の監事、当該学校法人の子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

第三節 評議員会及び評議員

（評議員会を招集する場合に定める事項）

第二十条 法第七十条第二項第四号（法第七十三条において準用する場合及び法第四十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（これらの規定を法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によつて議決権を行使することができるときは、その旨

二 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信の技術を利用する方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

（評議員会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容）

第二十一条 令第二条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

（1）送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接

続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十二條 令第二條第一項(同條第三項及び第四項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に令第二条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

定する情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて送信者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

交付する方法

第二十三条 法第七十八条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

イ 法第五十七条第二項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）

の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

の規定により監事が招集したもの

ハ 法第七十一条第一項(法第四百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第五百十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの

二 法第七十二条第一項(法第四百七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を法第五百十二条第六項において準用する場合を含む。)(の規定により評議員が招集したもの

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

第六項において準用する場合を含む。）により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

口 法第四十九條第四項

二 法第五十五條第一項

へ
法第十三条第三項

法第十四条第四項

又 法第八十七条において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
第百九条第二項

六 評議員会に出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

人 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

員会への報告があつたものとみなされた場合には、評議員会の議事録は、次に掲げる

事項を内容とするものとする。

- 一 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容
- 二 評議員会への報告があつたものとみなされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第四節 会計監査人

(会計監査人が監査する書類)

第二十四条 法第八十六条第一項(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、財産目録(貸借対照表に対応する項目に限る。)とする。

(会計監査報告の作成)

第二十五条 法第八十六条第二項(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該学校法人(法第五百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。)の理事及び職員

二 当該学校法人の子法人の理事、取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者

三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

第五節 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)

第二十六条 法第九十二条第一項第二号(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員又は会計監査人がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員が当該学校法人(法第五百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この条において同じ。)の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。)(イ)との合計額(当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第九十二条第一項(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)

の評議員会の決議を行つた場合 当該評議員会の決議の日

ロ 法第九十三条第一項(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日

ハ 法第九十四条第一項(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日(二)以上の日がある場合にあつては、最も遅い日)

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員又は会計監査人が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員又は会計監査人がその職に就いていた年数(当該役員又は会計監査人が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 理事長 六

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(イ) 代表業務執行理事及び業務執行理事

(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事(二)に掲げる理事を除く。)

(iii) 当該学校法人の職員である理事

(3) 理事(1)及び(2)に掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二十七条 法第九十二条第四項(法第九十三条第五項及び第九十四条第五項において準用する場合を含む。)(これらの規定を第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員が当該学校法人(法第五百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人)の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

第五章 計算

第一節 報酬等の支給の基準に定める事項

第二十八条 法第百条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、役員及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

第二節 事業報告書

第二十九条 法第百三条第二項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人）の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）

二 法第三十六条第三項第五号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

3 事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

第三節 計算関係書類の監査

（計算関係書類の監査）

第三十条 法第百四条第一項及び第二項（これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の監査（計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）に係るものに限る。以下この節において同じ。）については、この節に定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

（監査報告の内容）

第三十一条 監事（会計監査人を置く学校法人（法第百五十二条第六項の規定において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この節において同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（監査報告の通知期限等）

第三十二条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

（計算関係書類の提供）

第三十三条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

(会計監査報告の内容)

第三十四条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 計算関係書類が当該学校法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
 - ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由
 - ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

由

- 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録(第二十四条に規定する貸借対照表に対応する項目を除く。)の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 会計監査報告を作成した日

2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の内容)

第三十五条 会計監査人を置く学校法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告(次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨)

三 重要な後発事象(会計監査報告の内容となつていないものを除く。)

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(会計監査報告の通知期限等)

第三十六条 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
- 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(第三十八条において同じ。)

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう(次条及び第三十八条において同じ。)

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事
(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第三十七条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の

内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人を置く学校法人の監事の監査報告の通知期限)

第三十八条 会計監査人を置く学校法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日(第三十六条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日)から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

第四節 事業報告書等の監査

(事業報告書等の監査)

第三十九条 法第一百四十一条(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の監査(事業報告書及びその附属明細書に係るものに限る。以下この節において同じ。)については、この節に定めるところによる。

(監査報告の内容)

第四十条 監事は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い当該学校法人(法第一百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。以下この節において同じ。)の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 第二十九条第二項第二号に掲げる事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日
(監査報告の通知期限等)

第四十一条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告書及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該事業報告書を受領した日から四週間を経過した日

二 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 事業報告書及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告書及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告書及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事

第五節 提供書類等の評議員への提供

第四十二条 法第一百五十一条(法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による計算書類及び事業報告書並びに監査報告(会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。以下この条において「提供書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

2 定時評議員会の招集通知(法第七十条第四項又は第五項(これらの規定を法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。))の通知をいう。次項において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 情報通信の技術を利用する方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供書類等が書面をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該書面に記載された事項の提供

ロ 提供書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 情報通信の技術を利用する方法による当該電磁的記録に記録された事項の提供

3 理事は、計算書類又は事業報告書の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を発出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

第六節 財産目録

第四十三条 法第七十七条第一項第一号(法第五百五十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。

2 法第百四条及び第百五条(これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)並びに第三十条から前条までの規定は、学校法人(法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する)。

第六章 寄附行為の変更

(寄附行為変更認可申請手続等)

第四十四条 法第百八条第三項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項(当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。)及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 寄附行為所定の手続(法第百八条第一項及び第二項に規定する手続(同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等(法第百五十条の軽微な変更として文部科学省令で定めるもの以外の寄附行為の変更の認可を受けようとするものに限る。))にあつては、

評議員会の決議を含む。)を経たことを証する書類

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ 当該学校法人の概要を記載した書類
ロ 第三条第一項第十号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 前項第一号に掲げる書類

二 第三条第一項第三号、第九号及び第十号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 第三条第二項第二号及び第四号から第七号までに掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

4 前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校(以下「私立大学の学部等」と総称する。)を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第二項	当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間
前項	当該私立大学等	当該私立大学の学部等

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第五十条第一項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条第一項、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十二条第一項

又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日まで」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第三条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度(開設年度に申請する場合にあつては開設年度)」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

6 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(次項及び第十項において「指定都市等」という。)の長の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部(以下「課程等」という。)を設置する場合(広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。)に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

一 第三条第二項各号(第一号及び第八号を除く。)に掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)

二 第三項第一号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

7 第一項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 第三条第一項第九号に掲げる書類

二 第三条第二項第二号及び第四号から第七号までに掲げる書類

三 第三項第一号に掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

8 第四条の規定は、第二項及び第四項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と

読み替えるものとする。

9 第一項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合(広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。)又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に關する事項を記載した書類

二 第三条第二項第一号及び第六号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)

10 第一項の寄附行為の変更が、都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事又は指定都市等の長の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第六項又は第七項の規定にかかわらず、第三条第二項第一号及び第五号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

11 第一項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 第三条第二項第四号から第七号までに掲げる書類(この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)

二 第三項第一号に掲げる書類

12 第一項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

第四十五条

前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等(私立大学の学部の学科及び私立高等専門学校の学科を除く。以下この条において同じ。)の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 前条第一項第一号及び第二号ロに掲げる書類

二 前条第三項第一号に掲げる書類

三 第三条第一項第三号に掲げる書類

四 第三条第二項第四号から第七号までに掲げる書類

五 その他文部科学大臣が定める書類

2 前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合(当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。)に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

三 第三条第二項第一号及び第六号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。)

四 その他文部科学大臣が定める書類
(寄附行為変更の届出手続等)

第四十六条 法第百八条第三項(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変更とする。

一 法第二十三条第一項第三号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項(同法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第百三十条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。附則第十二項において「認定こども園法」という。)第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第二十三条第一項第四号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(所轄庁の変更を伴わない場合に限る。)

三 法第二十三条第一項第十六号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

2 法第百八条第五項の規定による寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第十四条第一項第一号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。

第七章 解散及び合併

(解散認可申請手続)

第四十七条 法第百九条第三項の解散の認可を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第百九条第一項第一号に該当する場合にあつては寄附行為所定の手続(同号に規定する手続及び同条第二項に規定する手続(同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、評議員会の決議を含む。))を経たことを証する書類

三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

四 第三条第二項第一号に掲げる書類

五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第三条第一項第十号及び第四十四条第一項第二号イに掲げる書類

六 その他所轄庁が定める書類

2 前項の認可申請書及び同項第一号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(合併認可申請手続)

第四十八条 法第百二十六条第三項の合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

二 法第百二十六条第一項及び第二項に規定する手続(同項に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人及び大臣所轄学校法人等にあつては、評議員会の決議(その他寄附行為をもつて定める手続がある場合は、当該手続を含む。))を経たことを証する書類

三 法第百二十九条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

四 合併契約書

五 合併後存続する学校法人(以下この項において「存続学校法人」という。)又は合併によつて設立する学校法人(以下この項において「設立学校法人」という。)について、次に掲げる書類

イ 寄附行為

ロ 第三条第一項第五号に掲げる書類(存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き役員となる者に係る就任承諾書を除く。)

ハ 第三条第一項第六号に掲げる書類(存続学校法人については、同号イの書類の

うち引き続き監事となる者に係る就任承諾書を除く。）

ニ 第三条第一項第七号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き評議員となる者に係る就任承諾書を除く。）

ホ 会計監査人を置く学校法人にあつては、第三条第一項第八号に掲げる書類（存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き会計監査人となる者に係る就任承諾書を除く。）

ヘ 第三条第二項第六号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

六 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類

イ 寄附行為

ロ 貸借対照表

ハ 第三条第二項第一号から第五号まで（第二号を除く。）に掲げる書類

七 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第三条第一項第十号に掲げる書類

八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則

九 その他所轄庁が定める書類

2 前項の規定による申請は、合併後当事者である学校法人の一部が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の全部が共同して行うものとする。

3 第一項の認可申請書、同項第一号及び第五号イに掲げる書類並びに同項第六号ハに掲げる書類のうち財産の一覧には、副本を添付することを要する。

第八章 情報の公表

第四十九条 法第百三十七条第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 計算書類等

二 監査報告（会計監査人を置く学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）

三 財産目録等（法第百七条第一項第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。）

第九章 訴訟等

（責任追及の訴えの提起の請求方法）

第五十条

法第百四十条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第八条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第五十一条

法第百四十条第三項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は第八条に規定する情報通信の技術を利用する方法による当該事項の提供とする。

一 学校法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者（役員、会計監査人又は清算人であつて、法第百四十条第一項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る前条第一号に掲げるものをいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての

判断及びその理由

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

第十章 大臣所轄学校法人等の特例

（最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）

第五十二条

令第三条第一項第一号及び令第四条第一項第一号の収益の額は、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書の決算の項事業活動収入計欄に計上した額（同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額）と学校法人会計基準第三条第一項に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。

（令第三条の規定の適用に関し必要な事項）

第五十三条

令第三条の規定の適用については、同条第一項に規定する事業の規模に関する基準及び同条第三項に規定する事業を行う区域に関する基準のいずれにも該当する場合に限り、法第百四十三条（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準に該当するものとする。

（寄附行為の軽微な変更）

第五十四条

法第百五十条（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項に係る寄附行為の変

一 法第二十三条第一項第四号、第六号(理事会の決議に係る事項を除く。)、第九号

- (評議員会の決議に係る事項を除く。)、第十一号、第十二号及び第十六号(これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(に掲げる事項
- 二 第四十六条第一項第一号に掲げる事項
- 三 法第二十三条第一項各号(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)(に掲げる事項以外の事項

第五十五条 法第五十一条(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の

- 規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。
- 2 法第五十一条第二号(法第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、第四十九条各号に掲げる書類とする。

第五十六条
(略)

第五十七條 法第一百五十二條第七項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ

可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。

- 一 理由書
- 二 寄附行為所定の手続（法第百八条第一項及び第二項（これらの規定を法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する手続（法第百八条第二項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人）及び大臣所轄学校法人等（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、同項において準用する法第百四十二条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、評議員会の決議）を含む。）を経たことを証する書類

- 2 前項の組織変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 第三条第一項第三号及び第五号から第十号までに掲げる書類(第八号に掲げる

二 その他文部科学大臣が定める書類

- 3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 第三条第二項第二号から第七号までに掲げる書類

- 二 第四十四条第三項第一号に掲げる書類
三 その他文部科学大臣が定める書類

- 4 第四条の規定は、第二項の申請について準用する。

- 5 第一項の組織変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等を設置することを目的とする場合に係るものであるときは、第二項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

- 6 第一項の組織變更が、当該学校法人が準学校法人にならうとする場合(新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。)又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人にならうとする場合に係るものときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所轄に属する当該学校法人が準学校法人にならうとする場合に係るものであるときは、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。

- 一、第三条第一項第五号から第八号までに掲げる書類(同号に掲げる書類については、当該学校法人が会計監査人を置く学校法人又は準学校法人になろうとする場合に限る。)

- 二 第三条第二項第二号から第七号に掲げる書類（この場合において、同項第六号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「二年間」とする。）

- 三 第四十四条第三項第一号に掲げる書類
四 その他所轄庁が定める書類

- 7 第一項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第一号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(寄附行為の内容の公表)

法第百五十二条第十一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(認可申請書の様式等)

第五十九条 第三条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十七条の認可申請書その

他の書類（次項において「認可申請書等」という。）のうち文部科学大臣に提出するものの様式等は、文部科学大臣が別に定める。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

（専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合）

第六十条 法第五十二条第三項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

（登記の届出等）

第六十一条 令第六条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事、監事、評議員又は会計監査人が退任したときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。

3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事、監事、評議員又は会計監査人が退任したときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。

4 令第六条第一項若しくは第二項又は前二項の規定による届出が、理事、監事、評議員又は会計監査人の就任に係るものである場合には、届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第一項第五号から第八号までに掲げる書類

二 理事が法第三十一条第二項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類

三 理事のうちに、法第三十一条第四項第二号（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる者が一人以上（大臣所轄学校法人等（法第五十二条第六項において準用する場合にあつては、同項において準用する法第四百十三条に規定する大臣所轄学校法人等）にあつては、二人以上）含まれていることを証する書類

四 評議員が法第六十二条第二項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）に該当しない者であることを証する書類

五 理事又は理事会が選任した評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えていな

いことを証する書類

六 理事、監事又は評議員の就任に係る届出にあつては、寄附行為所定の手続（法第三十条第二項（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する手続（法第三十条第二項の手続に代えて評議員会の決議を要する旨を寄附行為をもつて定めた学校法人（法第五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人）にあつては、評議員会の決議を含む。）を経たことを証する書類）七 会計監査人の就任に係る届出にあつては、評議員会の決議を経たことを証する書類

附 則 （略）

附 則 （平一八・三・三一文科令一七）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平一九・八・九文科令二三）

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則 （平一九・一〇・三二文科令三五抄）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平一九・一二・二五文科令四〇抄）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 （平二六・二・三文科令三）

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 （平二七・二・二七文科令三）

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則 （平二七・三・三〇文科令一三抄）

（施行期日）

1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平二九・九・二九文科令三八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成三十一年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項、第四条第二項及び第九条第二項の適用については、これらの規定中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。

附 則 （令元・五・一〇文科令一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令元・九・二九文科令十五号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則

第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令三・二・三文科令四号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令六・六・一四文科令二一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に学校法人又は私立学校法第百五十二条第五項の法人の寄附行為、合併又は組織変更の認可を受けようとする場合において、施行日前に当該認可の申請をするときは、この省令による改正前の私立学校法施行規則第二条第一項第五号及び第五項第一号並びに第六条第一項第五号ロ（これらの規定を第八条において準用する場合を含む。）並びに第九条第二項第一号及び第六項第一号の規定にかかわらず、この省令による改正後の私立学校法施行規則第三条第一項第五号から第八号まで及び第五項第一号、第四十八条第一項第五号ロからへまで並びに第五十七条第二項第一号及び第六項第一号の規定の例により、書類を添付するものとする。

○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

平成十九年三月三十日
（文部科学省告示第四十一号）

最終改正 令六・九・二十文科告百三十

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十五年文部科学省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

文部科学大臣が私立学校法に基づき認可する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の申請に係る審査に当たっては、私立学校法その他の法令のほか、この審査基準によって審査する。

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

（一） 大学等の校地並びに校舎その他の必要な施設（以下「施設」という。）及び図書、機械、器具等の設備（以下「設備」という。）は、教育研究に支障のないよう整備されとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令（別表第一及び別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

（二） 校地は、申請時までに申請者名義の所有権の登記（以下「自己所有」という。）がされており、かつ、負担附きの土地でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 現物により負担附きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 開設時以降二十年（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十

六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の校地にあつては、開設時以降十年。ウ及び（四）において同じ。）以上にわたり使用できる保証のある校地であつて、次のいずれかに該当するもの

（ア） 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

（イ） 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある校地であつて、イの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの

（三） 次のいずれかに該当する土地を校地とするときの（二）の規定の適用については、当該校地は、申請時までに自己所有がされている土地とみなす。

ア 法令の規定による制限により、申請時までに所有権の移転登記をすることができない土地で、開設時以降確実に登記できる見込みのあるもの

イ 地方公共団体等の所有する土地で、申請時までに譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにその所有権を取得できる保証のあるもの

ウ ア及びイに定めるもののほか、所有権の移転登記をすることが困難な特別な事情があると認められる場合において、申請時までに仮登記され、かつ、開設時以降確実に登記できる見込みのある土地

（四） 施設は、自己所有がされており、かつ、負担附きの建物等でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

ア 現物により負担附きの寄附を受けた施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証のある施設であつて、次のいずれかに該当するもの

（ア） 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

（イ） 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない

理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある施設であつて、イの(二)及びイのいづれかに該当するもの

エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う施設(附属施設を除く。)であつて、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のあるもの

(五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までに譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにその所有権を取得できる保証があるときの(四)の規定の適用については、当該施設は、自己所有がされている建物等とみなす。

(六) 設備は、申請者が所有し、かつ、負担附きのものでないこと。ただし、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(七) 校地は、教育研究に支障のないよう開設時までに整備されること。

(八) 大学等(独立大学院大学を除く。)の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らして二の(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上となるよう段階的に整備することができ。

年次	大学等の種類に応じた割合
開設時まで	大学 十分の四 短期大学 十分の三 高等専門学校 十分の一
第一年次中	十分の七 五分の五 五分の二
第二年次中	十分の十 五分の三 五分の一
第三年次中	五分の四 五分の四 五分の五
第四年次中	五分の五 五分の五 五分の五

(九) 独立大学院大学の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らして二の(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、段階的に整備することができる。

設置に必要な財産について

(一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の校舎及び設備(図書等を除く。)(二)、第二の二の(二)及び六のア、第四の六の(二)のア及び(三)のイ並びに別表第一に

において同じ。)の整備に要する経費(以下「校舎等経費」という。)(通信教育に係るものを除く。)(は、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していること。

(二) 現物による寄附がある場合にあつては当該寄附に係る校舎及び設備の価額等、校舎及び設備が借用である場合にあつては当該借用に係る校舎及び設備の評価額等からみて相当と認められるときは当該校舎及び設備の価額等又は評価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。

(三) 大学等の図書等の整備に要する経費は、学部(短期大学及び高等専門学校にあつては、学科)の種類、規模等に応じた必要な額を計上していること。

(四) 独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る校舎等経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。

(五) 大学等の校地並びに施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)(の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時までに当該設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(六) 大学等の設置経費の財源となる寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社その他の法人にあつては役員会の決議録その他の資料により、個人にあつては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認することができるものであり、かつ、次のいづれにも該当しないものであること。

ア 設置しようとする学校又は専修学校若しくは各種学校(以下「学校等」という。)(への入学又は入園を条件とするもの

イ 寄附者が借入金により調達したもの

ウ 寄附能力がない者からのもの

エ 施設及び設備の整備に係る契約当事者からのもの

オ その他大学等の設置経費の財源として適当と認められないもの

(七) 次のいづれかに該当する寄附金等は、(五)の適用については、申請時までに収納されている寄附金とみなす。

ア 地方公共団体等の寄附金又は補助金であつて、申請時までに予算についての議会の議決等がなされ、当該寄附又は補助の事実を確認できるもの

イ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人による寄附金であつて、申請時までに寄附をすることができないやむを得ない事情があり、申請時までに当該寄附及びその時期についての理事会の議決がなされ、かつ、申請者の大学等の設置経費の財源の保有状況に照らして資金計画に支障がないと認められるもの

(八) 大学等の設置経費の財源は、現金、預金又は国債等の有価証券(設置経費の

支払時期までに満期日が到来し、額面金額が償還されるものに限る。）により保有されるものであること。

三 経営に必要な財産について

(一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。

(二) 独立大学院大学の開設年度の経常経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。

(三) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(四) 大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。

(五) 経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入は、その算出根拠となる単価及び学生数が、次に定める事項に関する妥当な資料の分析により合理的に算定されており、確実に収納される見込みがあると認められること。

ア 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材の需要の動向

イ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果

ウ 学生募集に関する取組の効果

(六) 校地及び校舎が借用の場合には、(三)の規定にかかわらず、原則として、申請時まで大学等の開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(七) 経常経費の財源の取扱いについては、二の(六)から(八)までの規定を準用する。この場合において、二の(七)中「(五)」とあるのは、「三の(三)」と読み替えるものとする。

四 役員等について

(一) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。

(二) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができるものと認められる者であること。

(三) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。

(四) 役員の構成は、教育研究実施組織との意思疎通を適切に行うことが可能なものであること。

(五) 理事会の運営は、理事相互間の情報及び意見の交換の機会が適切に確保されるものであること。

(六) 監事の業務に対する支援体制は、適切に構築されるものであること。

(七) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。

(八) 学校法人の事務局長その他の幹部職員の構成は、役員の配偶者又は親族等に偏らないものであること。

(九) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。

(十) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

五 その他

(一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第二十四条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間(二)において「特定期間」という。)を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) (一)の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第二

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によつて審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定を準用する。この場合において、第一の一の(八)及び(九)中「二の(五)」とあるのは、「第一の二の(五)」と読み替えるものとする。

(二) 当該学校法人が既に設置している学校等(以下「既設の学校等」という。)に係る教育事業その他の事業において使用する施設及び設備であつて、教育又は研究の用に供しようとするものがある場合は、当該施設及び設備の転用又は共用(以下「転共用」という。)をすることができる。

二 設置に必要な財産について

(一) 大学等の設置経費の財源は、寄附金収入、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産（以下「寄附金等の資産」という。）を充てるものとし、申請時までには当該設置経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 大学等の設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金も充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。

(三) 既設の学校等の施設及び設備の転共用をする場合で、次の要件を満たすときは、当該施設及び設備の帳簿価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。

ア 転共用をする施設及び設備が教育研究上の目的を達成するために必要なものであると認められること。

イ 転共用をする施設及び設備の整備のためにした借入金（転共用をする施設の整備のためにした借入金については、当該施設の自己資金率、当該転共用をする施設の帳簿価額に対する当該帳簿価額から当該借入金の残額を減じた額の割合をいう。）が大学等における当該施設の使用割合（当該施設の全体の面積に対する大学等において使用する面積の割合、当該施設を他の大学等と共用する場合にあつては、大学等において使用する面積により按分したものの割合）をいう。）を下回るものに限る。以下同じ。）が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。

(ア) 当該借入金の額と設置経費等に充てる借入金の額との合計額が設置経費等の額の二分の一を超えないこと。

(イ) 申請時において、当該借入金に相当する額の財源として、寄附金等の資産を保有していること。

(ウ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、転共用をする施設及び設備の帳簿価額が当該借入金の残額を上回っていること。

(四) 設置に必要な財産に係るその他の事項については、第一の二(五)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第一の二(六)の「ア中「へ」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の二(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

三 経営に必要な財産について

(一) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時までには開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。

(二) 二の二の規定は、大学等の経常経費の財源に借入金を充てる場合について準用する。

(三) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第一の三(五)の「ウ中「学生募集」とあるのは「第二の五(一)」に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見直し並びに学生募集」と、第一の三(六)中「(三)」とあるのは「第二の三(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三(七)中「二(六)」とあるのは「第一の二(六)」と、「二(七)中「(五)」とあるのは、「三(三)」とあるのは「第一の二(六)のア中「へ」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の三(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第一の四の規定を準用する。

五 既設の学校等について

(一) 当該学校法人が既に設置している大学等（以下「既設の大学等」という。）の校地並びに施設及び設備については、第一の一(一)の規定を準用する。

(二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。第五の一(三)、二の(三)及び三の(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあつては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに

修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。）が、〇・五を上回ること。

(三) 既に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が著しく高いものでないこと。

(四) 既設の大学等又は既設の大学等に既に置かれている学部等(大学等に置く学部、学科、大学院又は大学院の研究科をいう。以下同じ。)(以下「既設の学部等」という。)に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

(五) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、適正な償還計画が策定され、かつ、その償還が適正に行われていること。

(六) 学校法人の負債の状況について、開設年度の前々年度の末日における負債率(総資産額に対する前受金を除く総負債額・設置経費等に借入金を充てる場合にあつては、当該借入金を含む。)の割合をいう。以下同じ。)は、〇・二五以下であること。

(七) 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、(六)の規定にかかわらず、負債率は、〇・三三以下であること。

(八) 校地の再評価(校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することを行う。)を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が〇・二五以下であるときの(六)の規定の適用については、負債率は、〇・二五以下であるとみなす。

ア 不動産鑑定士の鑑定評価によるもの

イ 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条第二号に定める標準地の単位面積当たりの価額に基づき算出するもの(再評価の対象となる土地が標準地又はその隣接地である場合に限る。)

ウ 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条に定める標準地の単位面積当たりの標準価額に基づき算出するもの(再評価の対象となる土地が基準地又はその隣接地である場合に限る。)

エ 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による路線価及びその財産評価の方法に基づき算出するもの

(九) 既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率(借入金等返済支出から短期借入金(当該借入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。))に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。以下同じ。)が〇・二以下であること。

(十) 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であつて、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が〇・二以下であるときの(九)の規定の適用については、負債償還率は、〇・二以下であるとみなす。

(十一) 偽りその他の不正の手段により私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の規定による補助金(以下(十二)において単に「補助金」という。)の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十八条又は第十九条(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。

(十二) (一)から(十一)までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

六 改組転換について

大学専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。)若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学(専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。))若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換は、次のとおり取り扱う。

ア 二の(四)において準用する第一の二の(二)の規定にかかわらず、校舎及び設備の整備に要する経費については、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二の(三)のイの規定は、当該転換に係る施設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。

ウ 五の(六)の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入金を充てない場合に

は、負債率は、〇・三三以下であること。

七 その他

(一) 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第二十四条第一項（同法第五百五十二条第九項及び同条第十項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第百八条第三項の認可の申請（文部科学大臣への申請に限る。）若しくは文部科学大臣への届出（私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四十六条第一項第一号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

(二) (一)の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第百五十二条第五項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。

二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の（四）中「第二の二の（一）」とあるのは、「第三の二において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（二）中「二の（二）」とあるのは「第二の二の（二）」と、第二の三の（三）中「第一の三の（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中」とあるのは「第一の三の（六）中」と、「第二の三の（一）」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の（五）から（十二）までの規定を準用する。

六 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（二）中「第二の規定」とあるのは、「第三の規定」と読み替えるものとする。

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。この場合において、第二の一の（二）中「第一の一の（八）及び（九）中「二の（五）」とあるのは、「一」とあるのは、「第一の一の（二）、（四）及び（八）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の（二）中「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の一の（八）及び（九）中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、二の（五）」とあるのは」と読み替えるものとする。

二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の（一）から（三）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の（四）中「第一の二の（六）」とあるのは「第一の二の（二）、（三）、（六）及び（八）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（二）及び（四）中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の（六）」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の（二）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の（二）中「二の（二）」とあるのは「第二の二の（二）」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（二）、（三）及び（六）を除く」と、「第一の三の（五）」とあるのは「第一の三の（二）中「独立大学院大学」とあり、第一の三の（四）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の（五）」と、「第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第

二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七)中」とあるのは「第一の三の(七)中」と、「第一の二の(六)の二中」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の二中」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「(五)」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の(一)」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。

六 改組転換等について

(一) 大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であつて、当該専門職学部の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であつて、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合においては、第二の六の二中「(四)」において準用する第一の二の(一)」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(四)」において準用する第一の二の(一)」と、第二の六の二中「(三)のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の(三)のイ」と、第二の六の二中「(五)の(六)」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の(六)」と読み替えるものとする。

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等(高等専門学校を除く。以下(二)において同じ。)若しくはその学部等(高等専門学校の学科を除く。以下(二)において同じ。)を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高専専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、(三)に規定する場合は、この限りでない。

ア 二において準用する第二の二の(四)において準用する第一の二の(一)の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二において準用する第二の二の(三)の規定は、適用しないこと。

ウ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

(三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等(高等専門学校を除く。以下(三)において同じ。)若しくはその学部等(高等専門学校の学科を除く。以下(三)において同じ。)を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高専専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア 一において準用する第二の一の(一)において準用する第一の一の(七)から(九)までの規定は、適用しないこと。

イ 二において準用する第二の二の(四)において準用する第一の二の(一)の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

ウ 二において準用する第二の二の(三)の規定は、適用しないこと。

エ 三において準用する第二の三の(三)において準用する第一の三の(四)及び(五)の規定は、適用しないこと。

オ 五において準用する第二の五の(五)から(十)までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは「第四の規定」と読み替えるものとする。

第五

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第百五十二条第五項の法人の組織変更の認可については、

次の基準によつて審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について
(一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定(七)から(九)までを除く。)を準用する。

(二) 設置に必要な財産については、第一の二(一)から(三)までを除く。)の規定を準用する。この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の設置経費及び通信教育に係る」とあるのは、「大学等の」と読み替えるものとする。
(三) 経営に必要な財産については、第一の三(一)及び(五)を除く。)の規定(設置者の変更を行おうとする大学等に置かれていた学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第一の三の(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の(三)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の(六)中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の(七)中「二」とあるのは「第一の二」と、「(五)」とあるのは、「三の(三)」とあるのは「(五)」とあるのは「第五の一の(三)において準用する第一の三の(三)」と、「申請時までに収納されている」とあるのは「開設時までに収納される見込みがある」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四) 役員等については、第一の四の規定を準用する。
(五) その他については、第一の五の規定を準用する。この場合において、第一の五の(一)中「第一の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第五十二条第五項の法人の組織変更の認可について

(一) 校地並びに施設及び設備については、第二の一の(一)前段及び(二)の規定を準用する。この場合において、第二の一の(二)中「第一の一」とあるのは、「第一の一(七)から(九)までを除く。）」と読み替えるものとする。

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。)の規定を準用する。この場合において、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とある

のは「大学等の」と、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の二の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「二の(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。)の規定」とあるのは「(一)、(三)及び(五)を除く。)の規定(設置者の変更を行おうとする大学等に置かれていた学部又は学科の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)及び(三)を除く。)の規定」と、「(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の(一)」とあるのは「第五の二の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「寄附金」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四) 役員等については、第二の四の規定を準用する。

(五) 既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、第二の五の(一)から(四)までの規定は、準用しない。
(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

三 設置者の変更により学部等(学部の学科を除く。以下三において同じ。)の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

(一) 校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。この場合において、第二の一の(二)中「第一の一の規定」とあるのは「第一の一(七)から(九)までを除く。)の規定」と、「第一の一の(八)及び(九)中「二の(五)」とあるのは、「第一の二の(五)」とあるのは「第一の一の(二)、(三)及び(四)において「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の(二)において「独立大学院大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に定める大学をいう。以下同じ。)」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と読み替えるものとする。

(二) 設置に必要な財産については、第二の二(三)を除く。)の規定を準用する。
この場合において、第二の二の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の(四)中「(五)を除く」とあるのは「(一)から(三)まで及び(五)を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の(四)中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」とと、「第二の二の(一)」とあるのは「第五の三の(二)において準用する第二の二の(一)」と読み替えるものとする。

(三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の(一)及び(二)中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の(二)中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の(二)中「(二)」とあるのは「第二の二の(二)」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の(三)中「(三)を除く。」の規定」とあるのは「(一)、(三)、(五)及び(六)を除く。」の規定(設置者の変更を行うとする学部等の収容定員充足率が、〇・七を下回っている場合にあつては、第一の三(一)、(三)及び(六)を除く。)の規定」と、「(五)のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「(二)中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の(四)中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の(六)の(六)」とあるのは「第一の二の(六)から(八)まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の(六)の(六)と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」とあるのは「第五の三の(三)において準用する第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「申請時までに収納されている寄附金」と、「保有している寄附金等の資産」とあるのは「開設時までに保有する見込みがある寄附金等の資産」と、第一の二の(七)のイ中「申請時までに寄附」とあるのは「開設時までに寄附」と読み替えるものとする。

(四) 役員等については、第二の四の規定を準用する。

(五) 既設の学校等については、第二の五(六)から(十)までを除く。)の規定を準用する。

(六) その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の(一)中「第二の規定」とあるのは、「第五の規定」と読み替えるものとする。

る。

四 一、二及び三における校地並びに施設及び設備の取扱の特例について

(一) 一の(二)において準用する第一の一の(二)の規定並びに二の(一)及び三の(二)において準用する第二の一の(一)において準用する第一の一の(二)の規定にかかわらず、校地が、申請時までに自己所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であつて、相手方の学校法人(設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人をいう。(二)において同じ。)の理事会において、開設時までに当該校地の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、申請時までに自己所有がされているとみなす。

(二) 一の(二)において準用する第一の一の(四)及び(六)並びに二の(一)及び三の(一)において準用する第二の一の(一)において準用する第一の一の(四)及び(六)の規定にかかわらず、施設又は設備が、開設時までに自己所有又は所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であつて、相手方の学校法人の理事会において、開設時までに当該施設又は設備の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、自己所有又は所有がされているとみなす。

五 設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更(所轄庁が都道府県知事に変更となる場合を除く。)の認可について

(一) 役員等については、第二の四の規定を準用する。

(二) 既設の学校等については、第二の五の(一)の規定を準用する。

第六 その他

一 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

二 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画(三)において単に「計画」という。)を履行するに当たつて遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項(三)において単に「附帯事項」という。)があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可に係る計画及び附帯事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施するものとする。

(平一九文科告六八・平一九文科告一四六・平二四文科告二七・平二五文科告一九・平二六文科告一八・平二七文科告二八・平二八文科告一三・平二九文科告一二四・令

元文科告一・令二文科告一一四・令四文科告一三〇・令五文科告一〇・一部改正)

附則

本告示による改正後の第二の四の四のア(第三の四、第四の四及び第五の二において準用する場合を含む。)の規定中負債率を算出する日に係る部分は、平成二十一年度を開設年度とする申請の審査から適用し、平成二十年度を開設年度とするものについては、なお従前の例による。

附則 (平十九・五・一文科告六十八)

この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の規定は、平成二十年度を開設年度とする申請の審査から適用する。

附則 (平二十一・三・二文科告三十)

この告示は、公布の日から実施する。

附則 (平二十一・五・十五文科告八十二)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二十一・二・二十六文科告三十九)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平二十三・二・二十五文科告二十七)

この告示は、平成二十三年三月一日から施行する。

附則 (平二十四・二・二十八文科告二十七)

この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。

附則 (平二十五・二・二十八文科告十九)

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附則 (平二十六・二・二十六文科告十八)

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

附則 (平二十六・九・二十六文科告百三十四)

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則 (平二十七・二・二十七文科告二十八)

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

附則 (平二十七・九・十六文科告百五十二)

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則 (平二十八・二・二十九文科告十三)

この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

附則 (平二十八・九・十二文科告百二十七)

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

附則 (平二十九・九・二十九文科告百二十四)

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則 (平三十・二・二十八文科告二十六)

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

附則 (平三十・九・十九文科告百七十五)

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

附則 (令元・五・十文科告一)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (令元・九・二〇文科告六十六)

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

附則 (令二・九・二九文科告百十四)

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

附則 (令三・九・二七文科告百五十九)

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

附則 (令和四年九月二二日文科部科学省告示第一二三号)

この告示は、公布日から施行し、令和六年度に行おうとする大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文科部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。)に係る審査から適用する。

附則 (令和四年九月三〇日文科部科学省告示第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

附則 (令和五年三月一日文科部科学省告示第一〇号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和五年三月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和六年度に行おうとする私立の大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文科部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等(大学の大学院の研究科の専攻及び専攻の課程の変更を除く。)をいう。)に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可(以下「私立大学等の寄附行為の認可等」という。)の申請に係る審査については、別表第一に係るものを除き、なお従前の例による。

第三条 令和七年度に行おうとする私立大学等の寄附行為認可等の申請に係る審査における改正後の第二の五の(二)(これを準用する場合を含む。)の規定の適用については、「既に置かれている」とあるのは、「学部等を置こうとする大学等に既に置かれている」と読み替える。

附 則（令和五年九月二一日文部科学省告示第一〇五号）

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。

附 則（令和六年六月二一日文部科学省告示第六四号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一の四の改正規定、第一の五の（二）の改正規定、第二の四の改正規定、第二の七の（二）の改正規定、第三の改正規定（第三の三の改正規定を除く。）、第四の七の改正規定及び第五の改正規定（第五の一の（三）の改正規定、第五の二の（三）の改正規定及び第五の三の（三）の改正規定を除く。）は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和七年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）をいう。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（以下「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請に係る審査については、なお従前の例による。

附 則（令和六年九月二〇日文部科学省告示第一三〇号）

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。

別表第一 標準設置経費額(第一の二の(一)、第二の二の(四)、第三の二、第四の二、

第五の二の(一)、第五の二の(二)及び第五の三の(二)関係)

一 大学

(二) 収容定員が八〇〇人未満(医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満)の場合

(単位…百万円)

経費の区分	学 部 の 種 類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係(医学関係及び歯学関係を除く。)	その他	医学関係(うち附属病院分)	歯学関係(うち附属病院分)
校舎の整備に要する経費	七三三	一、四九七	九九二	一八、三三〇 (四、六三四)	五、二二二 (二、七三二)
設備の整備に要する経費	三九	七八二	一五三	七、四六〇 (五、五五六)	一、九七〇 (七二〇)
合計	七七二	二、二七九	一、一四五	二五、七九〇 (二〇、一九〇)	七、一八二 (三、四五二)

備考

一 収容定員が四〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。(以下別表第一において同じ。)

三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。(以下別表第一において同じ。)

四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからオまでに定

める学部の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係

イ 自然科学関係(医学関係及び歯学関係を除く。)

ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

エ 医学関係 医学関係
オ 歯学関係 歯学関係

五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人以外の収容定員の割合

六 大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七条第一項に規定する共同学科(以下「大学の共同学科」という。)を置く学部における標準設置経費額は、第一号及び前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

七 第五号において、基準面積とは、第四号のオからオまでに掲げる区分に応じ、当該オからオまでに含まれる学部の種類(ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)の大学設置基準別表第三のイ若しくはロの表又は専門職大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積(以下別表第一の一において単に「基準校舎面積」という。)のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の一の二の(二)の表備考第二号において同じ。)

八 既設の学部に学科(大学の共同学科を除く。)を設置する場合の標準設置経費額は、当該学部(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科の収容定員を合わせて一の学部とみなしたものをいう。以下この号において同じ。)に当該学科を設置した場合の標準設置経費額に当該学部における当該学科を設置した場合の当該学部の収容定員に対する当該学科の収容定員の割合を乗じて得た額とする。(別表第一の一の(二)の表において同じ。)

九 大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学部とみなした場合の当該学部の標準設置経費額(以下この号におい

て「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

ア 大学設置基準別表第三のイ（㉔）の表備考第二号又は専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎面積を減じる場合にあっては、減じる前の基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合（「専門職大学等特例割合」という。）

イ 大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の二の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割合」という。）

（二） 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

経費の区分	学 部 の 種 類				
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、一〇〇	二、〇〇八	一、四四八	二一、二三四 （二六、五一七）	五、七一八 （二、八二四）
設備の整備に要する経費	七六	一、五六四	三〇五	九、九九六 （七、一四四）	二、六七六 （七、二一〇）
合計	一、一六七	三、五七二	一、七五三	三一、二三〇 （二六、六六一）	八、三九四 （三、五四四）

（単位：百万円）

備考

一 収容定員が八〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合

三 大学の共同学科を置く学部における標準設置経費額は、前二号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。

二 短期大学

（一） 収容定員が一五〇人以下の場合

経費の区分	学 科 の 種 類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三五六	四七九	三九三
設備の整備に要する経費	一一	二三五	四七
合計	三六七	七一四	四四〇

（単位：百万円）

備考

一 収容定員が一〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。こ

の場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからウまでに定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の（二）の表において同じ。）

ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係
イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係
ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係

三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合
イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合

四 前号において、基準面積とは、第二号のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに含まれる学科の種類（ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の二において単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の（二）の表備考第二号において同じ。）

五 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、第一号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれの短期大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学科とみなした場合の標準設置経費額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの短期大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

六 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又

はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の（二）の表において同じ。）
ア 短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎面積を減じる場合にあつては、基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合（「専門職短期大学等特例割合」という。）
イ 短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

（二） 収容定員が一五〇人を超える場合

経費の区分	学 科 の 種 類			(単位：百万円)
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他	
校舎の整備に要する経費	四三二	五九八	四七三	
設備の整備に要する経費	二四	四七〇	九二	
合計	四四六	一、〇六八	五六五	

備考

一 収容定員が一〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次

のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積に対する当該

二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合

三 高等専門学校

経費の区分		収容定員	
		二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七三三	九五二	
設備の整備に要する経費	二九一	五八〇	
合計	一、〇二四	一、五三二	

(単位：百万円)

備考

一 標準設置経費額は、校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。

二 この表は、高等専門学校の学科の種類の別を問わず、適用する。

三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表の二〇〇人の場合の欄に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積(高等専門学校設置基準第二十五条第二項に定める基準校舎面積(以下別表第一の三において単に「基準校舎面積」という。)をいい、学級数は、同令第五条第二項に定める標準学生数を単位とする。以下別表第一の三の表において同じ。)に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合

四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表の四〇〇人の場合の欄に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該

四〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合

イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合

五 高等専門学校設置基準第二十八条の規定により同令第二十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、第一号から前号までの規定を適用して得た経費の区分に応じた額に、それぞれ基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

別表第二

標準経常経費額(第一の三の(一)、第二の三の(二)、第三の三、第四の三、第五の(一)の(二)、第五の二の(三)及び第五の三の(三)関係)

(単位：千円)

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、〇〇〇+職員数×六、四〇〇
人件費以外の経常経費	人件費×〇・五(医学関係にあつては、人件費×〇・七)

備考

一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、大学(独立大学院大学を除く)、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校の教育研究実施組織を段階的に整備する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く)は、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数に、次のアからエまでに掲げる学部等(大学院又は大学院の研究科を除く。)の別に応じ、当該アからエまでに定める割合を乗じて得た数とする。

ア 学部(医学又は歯学に関するものを除く。) 五分の四

イ 医学に関する学部 三

ウ 歯学に関する学部 五分の六

エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三

四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条又は専門職大学設置基準第五十八条により算定された大学別基幹教員数又は専門職大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条又は専門職大学設置基準第五十八条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条又は専門職短期大学設置基準第五十五条により算定された短期大学別基幹教員数又は専門職短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条又は専門職短期大学設置基準第五十五条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

○ 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（抄）

（平成六年七月二十日
文部省告示第百十七号）
最終改正 令六・八・六文科告百二

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等

第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）

第三条第一項第十一号の書類は、次に掲げる書類とする。

一 理事が私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有することを証する書類

二 監事が学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有することを証する書類

三 評議員が学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有することを証する書類

第二条 規則第三条第二項第八号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。

一 寄附の収納状況等を明らかにする書類

二 財産の一覧について公認会計士の監査の結果を記載した書類

三 予算書の内容を補足する書類

第三条 規則第四十四条第一項第三号の書類は、現行の寄附行為とする。

第四条 規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、現行の寄附行為とする。

第五条 規則第四十四条第三項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第六条 規則第四十四条第七項第四号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第七条 規則第四十五条第一項第五号の書類は、現行の寄附行為並びに第二条第二号及び第三号に掲げる書類とする。

第八条 規則第四十五条第二項第四号の書類は、現行の寄附行為とする。

第九条 規則第四十七条第一項第六号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十条 規則第五十七条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十一条 規則第五十七条第三項第三号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第十二条 規則の規定により文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲

げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一 規則第三条第一項の認可申請書	様式第一―一号
二 規則第四十四条第一項及び第二項の認可申請書	様式第一―二号
三 規則第四十五条各項の認可申請書	様式第一―二号
四 規則第四十六条第二項の届出書	様式第一―三号
五 規則第四十八条第一項の認可申請書	様式第一―四号
六 規則第五十七条第一項の認可申請書	様式第一―五号
七 規則第三条第一項第三号の書類	様式第二―一号
八 規則第三条第一項第五号ロからヘまでの書類	様式第三―一号
九 規則第三条第一項第六号ロからニまでの書類	様式第三―二号
十 規則第三条第一項第七号ロからヘまでの書類	様式第三―三号
十一 規則第三条第一項第八号ロからニまでの書類	様式第三―四号
十二 規則第三条第一項第九号の書類	様式第四号
十三 規則第三条第一項第十号の書類	様式第五号
十四 規則第三条第二項第一号の書類	様式第六号
十五 規則第三条第二項第六号の書類	様式第七号
十六 規則第三条第二項第七号の書類	様式第八号
十七 規則第四十四条第一項第二号イの書類	様式第二―二号
十八 規則第四十四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の 前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状 況を知ることができる書類	様式第六号
十九 規則第四十四条第三項第一号の書類のうち、開設年度 の前年度の予算書	様式第七号その二

第十三条 第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一 第一条各号の書類	様式第九号
二 第二条第三号の書類	様式第十号

附 則（平一九・八・九文科告一一五抄）

この告示は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則（平二六・二・三文科告一六抄）

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平二七・二・二七文科告二九抄）

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則（令元・五・一〇文科告三抄）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令元・七・一文科告一八抄）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令元・一二・一三文科告一〇八）

この告示は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令二・一二・二八文科告一四七）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令六・八・六文科告一〇二）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第二十一号）附則第二条の規定により、この告示の施行の日前に学校法人又は私立学校法第五十二条第五項の法人の寄附行為、合併又は組織変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。

3 令和八年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻及び専攻の課程の変更を除く。）をいう。）に伴う学校法人の寄附行為の変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。

○ 私立大学等の設置に際し農地を学校用地に転用する場合の手続について

平成十二年三月三十一日文高行第二四〇号
文 部 省 高 等 教 育 局 長 から
文 部 大 臣 所 轄 各 学 校 法 人 理 事 長
あて通知

私立大学、私立大学の学部又は私立短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置に際し、農地を学校用地に転用する場合には、農地法（昭和二十九年法律第二十九号）に基づく所定の手続をとるとともに、当職に対し、下記の要領により大学等設置計画書を提出していただくこととしましたので、通知します。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の設置に際し農地を学校用地とする場合の手続について（平成六年七月二十日文高行第三一〇号）」は廃止します。

記

1 記載すべき事項及び添付書類

(1) 大学等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由

(2) 設置する大学等の概要（大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数（平成六年文部省告示第一一六号。）に定める様式第二号により作成し、校地等の図面及び登記簿謄本（仮登記）、校舎等建物の配置図並びに設置計画に係る決議録、議事録等を添付すること。

(3) 学校法人の寄附行為（寄附行為変更の場合は、寄附行為変更に係る新旧比較対照表を含む。）

(4) 財産目録（「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成六年文部省告示第一一七号。以下「告示」という。）に定める様式第三号により作成すること。）

(5) 大学等の設置に要する経費及び初年度の経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（告示の様式第八号により作成し、契約書等の写しを添付すること。）

(6) 大学等の設置に要する経費及び初年度の経常経費の財源の調達方法及びその時期を記載した書類（告示の様式第九号により作成すること。）

(7) 負債償還計画書（告示の様式第七号により作成すること。）

(8) 大学等の設置を申請しようとする年度の前前年度の収支決算書及び前年度から大学等の完成年度までの予算書（告示の様式第五号により作成すること。）

(9) 学校法人の沿革その他参考となる書類

(10) 農地法に基づき許可権者に提出した「大学等の新增設用地の選定に関する伺書」

- 2 提出期限
の写し
- 3 設置しようとする大学等の開設年度の前前年度の六月三十日
提出部数
一部
- 4 適用時期
この手続きは、開設年度を平成十四年度とする大学等の設置の申請に係るものから適用することとする。

○ 寄附行為変更の届出の取扱いについて

平成十五年三月三十一日十四高私行第九号
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長から
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県私立学校主管部長あて通知

このたび、「学校教育法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十八号）」、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第七十四号）」、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省第十五号）」及び平成十五年文部科学省告示第四十二号（学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を改正する件）が公布され、学校法人等の寄附行為の変更の届出事項が制定され、平成十五年四月一日から施行されることとなりました。

これらの法令に基づく、学校法人の寄附行為の変更の届出に係る手続き等は、下記のとおりですので、御知知の上、その運用に遺憾のないようお願い計らい願います。

また、このことについては、法務省民事局と打合せ済みであることを念のため申し添えます。

おつて、「学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類の一覧等について（平成十三年三月三十日付け十三高私行第一号）」及び「学校教育法第六十六条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織等の設置に伴う寄附行為変更認可申請に係る取扱いについて（平成十一年十月十五日付け十一高行第十七号）」は、平成十五年四月一日をもつて廃止します。

なお、各都道府県私立学校主管部長におかれましては、都道府県知事所轄学校法人等についても、学校等の名称、事務所の所在地及び公告の方法に係る変更は、届出事項になりましたので、その運用に遺憾のないようお願い計らうとともに、所轄学校法人等に対して周知されるようお願いします。

記

1 提出時期

寄附行為変更後、遅滞なく所轄庁に届け出ること。

2 提出書類

(1) 学校法人寄附行為変更届出書

寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに新旧の比較対照表

(2) 寄附行為所定の手続（法第四十二条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

(3) 変更後の寄附行為

3 寄附行為の施行日

理事会等の議決の日、又はそれ以降の理事会等において議決された特定日

4 登記に係る提出書類

(1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに新旧の比較対照表

(2) 寄附行為所定の手続（法第四十二条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類

第三章 その他届出・報告関係

○ 文部科学省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事務等を定める省令

（平成二十年八月二十一日）
（文部科学省令第二十七号）

（学校教育法施行規則の特例）

第一条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定により特定広域団体が別表に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日以後における当該特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。別表において同じ。）が設置する大学に対する学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五条第一項の規定の適用については、「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第五号に掲げる事項（医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る事項に限る。）を除く。）とする。（特定事務等）」とする。

第二条 法別表第八号の主務省令で定める事務等のうち、文部科学省令で定める事務等は別表に掲げる事務とする。

附 則 （平二〇・八・二一文科令二一）

この省令は、公布の日から施行する。

別表（第一条、第二条関係）

事務の名称	関係条項
学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十六条第一項の規定による届出に関する事務で同項第三号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの	第一条

○ 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

令和六年三月二十九日五文科高第二二四四号文部科学省高等教育局長から各公立大学長、各公私立高等専門学校長、大学を設置する各地方公共団体の長、各公立大学法人の理事長、大学を設置する各学校法人の理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、高等専門学校を設置する各学校法人の理事長あて通知

標記のことについては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十条、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）第二十六条第一項、第二十七条、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二条及び第十九条に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、令和六年四月一日以降は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

本件は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和五年法律第三十一号）による地域医療連携推進法人制度の改正に伴い、大学設置基準第三十九条第一項に規定する「附属病院」に含まれる病院について、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第七十条第一項第一号に掲げる法人が開設する病院に限ることとした、大学設置基準の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第七号）を踏まえて、関連する記載を改めるものです。

また、本通知に記載の各手続は、大学設置基準の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）附則第四条に基づき、改正前の大学設置基準（以下、「改正前大学設置基準」という。）を適用する場合でも手続することが可能です。ただし、令和七年度以降の大学の設置等の手続（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する手続（設置者の変更に係るものを除く）、以下「手続規則に基づく手続」という。）については、令和四年十月一日施行の改正後の大学設置基準（以下、「改正後大学設置基準」という。）によるものとされていることを踏まえ、手続規則に基づく手続では改正後大学設置基準を適用する一方、本通知に記載の手続は改正前大学設置基準を適用するなど、実態や手続間で不整合が生じることがないよう留意してください。そのほか、本通知の記載事項に沿わない手続も散見されるため、改めて、本通知や、「大学の設置等に係る提出書類作成の手引」に記載されている内容を十分に御理解の上、適切な手続を行うようお願いいたします。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（四文科高第一八四二号、令和五年三月十日付け高等教育局長通知）」は、令和六年三月三十一日付けで廃止します。

記

一 学校教育法第十条に基づく、私立（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一八九号）第十二条に基づき学校教育法第二条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

① 提出書類

ア 届出書（別紙様式1）

イ 新学長の履歴書

② 提出時期 学長を決定したとき。

③ 提出先

ア 大学

大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第二係

二 公立大学等の場合は学校教育法施行令第二十六条第一項第一号又は第二号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第二条第一項第一号に基づく、大学等の目的（公立大学等を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

① 届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあ

つては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に關して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア及びイ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちウ

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に關する規則）（平成十八年文部科学省令第十二号。以下「手続規則」という。）別記様式第二号をいう。以下同じ。）のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 共同学科に關する手続の場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）

・ 共同学科以外に關する手続の場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 大学（大学院を除く）、短期大学に關する手続（共同学科に關する手続を除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）

・ 大学院に關する手続（共同教育課程に關する手続を除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）

・ 高等専門学校に關する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）

・ 共同学科に關する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

・ 共同教育課程に關する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

(4) 校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生

が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図)

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちア

変更しようとする年度の前々年度の三月一日から前年度の十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

イ 上記①の届出のうちイ及びウ

変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

④ 提出先

ア 公立大学

上記①のイ 大学教育・入試課大学設置室

上記①のウ 大学教育・入試課公立大学係

イ 私立大学

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

三 学校教育法施行規則第二条第一項第三号に基づく、私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

(1) 届出書(別紙様式2)

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類(様式任意)

(3) 基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則(改正前)様式の基本計画書(その1の2)

・ 共同学科以外に関する手続きの場合…手続規則(改正前)様式の基本計画書(その1の1)

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 大学(大学院を除く)、短期大学に関する手続き(共同学科に関する手続きを除く)の場合…手続規則(改正後)様式の基本計画書(その1の1)

・ 大学院に関する手続き(共同教育課程に関する手続きを除く)の場合…手続規則(改正後)様式の基本計画書(その1の2)

・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則(改正後)様式の基本計画書(その1の4)

・ 共同教育課程に関する手続きの場合…手続規則(改正後)様式の基本計画書(その1の5)

(4) 校地校舎等の図面(①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図(当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの))

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表(様式任意)

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出先

ア 大学

大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

四 学校教育法施行規則第二条第一項第六号に基づく、私立の大学等の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利(土地の賃借権等及び建物の賃借の契約に係るものを含む)を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更(以下「校地・校舎等の変更等」という。)を加えようとするときの届出

① 提出書類

(1) 届出書(別紙様式2)

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類(別紙様式3)

(3) 校地校舎等の図面(①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校

舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの）

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出先

ア 大学

大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

※本件は、変更後の校地・校舎等が、大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続であり、従来より、高等教育局私学部参事官室に届け出ることとされている「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので、御留意ください（引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります。）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

五 公立大学等の場合は学校教育法施行令第二十六条第一項第三号、私立大学等の場合は学校教育法施行規則第二条第一項第一号に基づく、学則の変更の届出

① 届出の種類

（組織の設置に係るもの）

ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの（国際連携学科に関するものを除く。）

※「大学、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準」（平成十三年文部科学省告示第四十五号）第一条第一項第五号に定める分野については、同告示に定める事項に該当しない限り、定員変更はできません。

イ 公立大学の学部の国際連携学科等の設置に伴うもの

ウ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の

学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）

エ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

（収容定員の変更に係るもの）

オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの

※「大学、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準」（平成十三年文部科学省告示第四十五号）第一条第一項第五号に定める分野については、同告示に定める事項に該当しない限り、定員変更はできません。

カ 公立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

（組織の廃止に係るもの）

キ 公立大学の学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

（地域医療連携推進法人の参加法人等による附属病院の開設に係るもの）

ク 医学又は歯学に関する学部における附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人等（同法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。ただし、同項第一号に掲げる法人に限る。）が開設する病院を附属病院とするもの

（その他）

ケ 上記及び手続規則第一条に掲げる事項以外の学則変更

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア、ウ及びエ

（１）届出書（別紙様式２）

（２）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（３）基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・ 共同学科に関する手続きの場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その１の２）

・ 共同学科以外に関する手続きの場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その１の１）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）

・大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）

・高等専門学校に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）

・共同学科に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

・共同教育課程に関する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

（4）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
イ 上記①の届出のうちイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）

（4）校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学科が使用する部分を明確に示したもの））

（5）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

（6）当該届出についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む）

（7）設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類（様式任意）

（8）教員名簿（手続規則別記様式第三号をいう。以下同じ。）のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・手続規則（改正前）様式の教員名簿（その1）、（その2の1）及び（その3の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】
・手続規則（改正後）様式の教員名簿（その1）、（その2の1）及び（その3の1）

ウ 上記①の届出のうちオ及びカ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書のうち、以下に記載する様式

【改正前大学設置基準を適用している大学等の場合】

・共同学科に関する手続きの場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の2）

・共同学科以外に関する手続きの場合…手続規則（改正前）様式の基本計画書（その1の1）

【改正後大学設置基準を適用している大学等の場合】

・大学（大学院を除く）、短期大学に関する手続き（共同学科に関する手続きを除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の1）

・大学院に関する手続き（共同教育課程に関する手続きを除く）の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の2）

・高等専門学校に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の3）

・共同学科に関する手続きの場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の4）

・共同教育課程に関する手続の場合…手続規則（改正後）様式の基本計画書（その1の5）

エ 上記①の届出のうちキ
（4）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

（1）届出書（別紙様式2）

（2）廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

オ 上記①の届出のうちク

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- (4) 当該届出についての意思の決定を証する書類（協定書を含む。）
- (5) 設置の趣旨等を記載した書類（様式任意）
- (6) 附属病院所在地域の概況説明書（手続規則別記様式第六号）
- (7) 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（手続規則別記様式第七号）

カ 上記①の届出のうちケ

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちアからエ

設置又は変更しようとする年度の前年度の四月一日から十二月三十一日まで。ただしエについては、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が十二月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には、別紙様式2を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」として、②アの書類を十二月三十一日までに提出をした上で、課程認定等がされた後、速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。

イ 上記①の届出のうちオ及びカ

変更しようとする年度の前々年度の三月一日から前年度の十二月三十一日まで。

ウ 上記①のキ

在学生がいなくなることが確定したとき。（廃止の日以前）

エ 上記①のク及びケ

公立にあつては変更したとき、私立にあつては変更しようとするとき。

④ 提出先

ア 公立大学（上記①のケのみに係る届出の場合）
大学教育・入試課公立大学係

イ 公私立大学（上記アに基づき大学教育・入試課公立大学係に提出するものを除く。）

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

六 公立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行令第二十七条、私立の大学又は短期大学の場合は学校教育法施行規則第二条第一項第四号に基づき、通信教育に関する規程の変更

① 提出書類

ア 届出書（別紙様式2）

イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期 変更しようとするとき。

③ 提出先

ア 公立大学

大学教育・入試課公立大学係

イ 私立大学

大学教育・入試課大学設置室

ウ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

七 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようお願いします。

① 提出書類 報告書（別紙様式4）

② 提出時期 募集停止を決定したとき。

③ 提出先

ア 大学（法科大学院を除く。）
大学教育・入試課大学設置室

イ 短期大学

大学教育・入試課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校第一係

エ 法科大学院

専門教育課法科大学院係

八 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（十六文科高第九五八号、平成十七年三月十四日付け高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記一～七により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネットのホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願いいたします。

なお、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合、届出に当たって、学則を添付することは要しません。（別紙様式2注3参照）

九 提出方法について

以下の文部科学省ホームページに示すURLから、必要な情報を入力の上、提出してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1366768.htm

提出に際しては、届出書類は全て一つのPDFファイルとするようお願いいたします。

（複数の種類の届出がある場合は、複数回手続を行う必要がありますので、あらかじめ御了承ください。）また、提出に当たっては、以下に記載する注意事項を確認の上、提出していただくようお願いいたします。なお、入力内容については、別紙「入力イメージ」を御確認ください。

【注意事項】

① 一つの手続については全ての書類を一つのPDFにまとめて提出してください。複数のファイルに分割して提出された場合、他の大学等の提出書類と混交し、手続に必要な書類が揃っているかの確認が困難になります。そのため、複数のファイルに分割されている場合は届出を受け付けたものとは扱いません。なお、パスワードは設定しないようにお願いします。（※複数の手続を行う場合は、一つの手続ごとにPDFを作成してください。）

② 上記URLで必要事項を入力しないで提出した場合、届出を受け付けたものとはしませんので、必ず必要な情報を入力してください。

③ ファイル名については、以下の記載例を参考に、誤りの無いよう入力してください。ファイル名に誤りがある場合、入力いただいた連絡先に担当者から連絡を取り、当該ファイル名による届出提出をしたことの確認をもって受け付けたものとさせていただきますが、ファイル名に誤りがなければ等について提出前に改めて確認を行っていただきますようお願いいたします。

＜ファイル名例＞

届出年月日（届出書に記載の日付）＋【学校コード】＋大学・大学院名＋（届出区分）＋【差替】（※差替え提出の場合のみ）

（例・1）私立大学の学長の決定の場合：20250301【000】虎ノ門大学（1）

（例・2）その他の学則変更の場合：20250301【000】虎ノ門大学（5・ケ）

※1 【学校コード】については、以下URLを確認の上、該当番号を入力してください。なお、該当の無い場合は、本番号は学校基本調査での「学校コード」と同様の番号ですので、当該番号を入力してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html

※2（届出区分）には、上記一～七に挙げた届出等の区分を記載してください。

※3 届出年月日には、届出書の日付を記載してください。

※4 大学名欄には、大学院の場合は大学院名を記載してください。

※5 届出の再提出、または同じ届出を複数回アップロードされる理由を、フォームの備考欄に記載してください。ファイルの差替えの場合はファイル名の末尾に【差替】と記載してください。

【本件担当：提出先に応じて下記のとおり】

大学教育・入試課大学設置室

電話：03-5253-4111（内線2048、3377）

E-mail：d-todokede@mext.go.jp

大学教育・入試課公立大学係

電話：03-5253-4111（内線3370）

E-mail：daigaku@mext.go.jp

大学教育・入試課短期大学係

電話：03-5253-4111（内線3340）

E-mail : daigaku@mext.go.jp

専門教育課高等専門学校第一係

電話 : 03-5253-4111 (内線 3347)

E-mail : sermon@mext.go.jp

専門教育課法科大学院係

電話 : 03-5253-4111 (内線 3349)

E-mail : sen-ps@mext.go.jp

〇〇大学長の決定について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学長を決定しましたので、学校教育法第 10 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名
（新学長）
（旧学長）

- 2 決定の時期 年 月 日

- 3 就任の時期 年 月 日（任期 年）

- 4 決定の事由

（注）

- 1 短期大学、高等専門学校为学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「（任期の定めなし）」と記入すること。
- 3 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

〇〇大学の〇〇の変更について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、下記の事項について、〇〇の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

(記載例)

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 〇〇学部の名称の変更（〇〇学部）
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 〇〇学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、〇〇学部〇〇学科の設置（廃止）に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更（予定）
- ・ 〇〇学科の専攻課程間（〇〇専攻、〇〇専攻）の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇学部の〇〇の変更に係る学則変更
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等による附属病院の開設に係る学則変更

(注)

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」（①～④及び⑥に該当するものを除く。）、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 4 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 5 専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、〇〇の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事 項		記 入 欄				備考					
フリガナ 設置者											
フリガナ 大学の名称											
大学本部の位置											
変更の内容											
変更の事由											
変更の時期											
取得・処分等する土地・建物	取得する土地	土地の位置									
		用途									
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)					
	処分する土地	土地の位置									
		用途									
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)					
	重要なる変更をする土地	土地の位置									
		用途									
		土地の面積	専用	m ² (変更前 m ²)	共用	m ² (変更前 m ²)					
	取得する建物	建物の位置									
		用途									
		建物の面積(うち校舎面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)					
	処分する建物	建物の位置									
		用途									
		建物の面積(うち校舎面積)	専用	m ² (m ²)	共用	m ² (m ²)					
	重要なる変更をする建物	建物の位置									
		用途									
		建物の面積	専用	m ² (変更前 m ²)	共用	m ² (変更前 m ²)					
校 地 等	専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計				
	m ² (変更前 m ²)		m ² (変更前 m ²)		m ² (変更前 m ²)		m ² (変更前 m ²)				
校 舎	専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計				
	m ² (変更前 m ²)		m ² (変更前 m ²)		m ² (変更前 m ²)		m ² (変更前 m ²)				
教 室 等	室 数		教員研究室		室 数						
	室 (変更前 室)				室 (変更前 室)						
況 既設大学等の状況	大学の名称										
	学部等の名称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員充 足率	開設 年度	所在地	
			年	人	年次 人	人		倍			

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。

(ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。)

〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

1 募集停止する学部、学科及び定員

入学定員 収容定員

〇〇学部

〇〇学科 〇〇人 〇〇人

2 募集停止により入学する者がなくなる最初の年度又は時期

〇〇年度（又は 年 月 日）

3 募集停止する理由

（例 1）募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

（例 2）△△大学を廃止するため。

4 今後の取扱い

（例 1）在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。

（例 2）在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

5 募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会 年 月 日

6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

（注）

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更には当たっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。

第六編 入学者選抜関係

第六編 入学者選抜関係

第一章 入学者選抜実施要項

○ 令和七年度大学入学者選抜実施要項

令和六年六月五日
六文科高第二九九号
文部科学省高等教育局長通知

第一 基本方針

大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、当該大学において学修し、卒業するために生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第百六十五条の二の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミSSION・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に必要な能力・適正等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

あわせて、大学入学者選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第十三の11（2）を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一貫として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミSSION・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）

② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）

③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度

第二 アドミSSION・ポリシー

アドミSSION・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。

さらに、これらを踏まえ、アドミSSION・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第一に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んでほしいか」をできる限り具体的に記述する。

また、記述する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものである。

なお、各大学におけるアドミSSION・ポリシーの策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミSSION・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成二十八年三月三十一日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）及び「教学マネジメント指針（追補）」（令和五年二月二十四日中央教育審議会大学分科会）も参考にされたい。

第三 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、第六に掲げる学力検査（第六の1に示す個別学力検査又は第六の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・

総合的に評価・判定する入試方法による。

その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のよう
な多様な入試方法を工夫することが望ましい。

*入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、
各種大会や顕彰等の記録、総合的な探究の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料
やその面談等

(1) 一般選抜

学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門
分野等の特性によつては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者
本人の記載する資料等を組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・
判定する入試方法。

(2) 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによつて、
入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定
する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者
本人の記載する資料*を積極的に活用する。

*入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。

② 総合型選抜の趣旨に鑑み、可否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・
適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な
職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選
抜を実施する場合には、当該職業分野を旨すことに関する入学志願者の意
欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適
切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第六の1から4に掲げ
る大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくともいずれか
一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。

*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資
格・検定試験の成績等。

(3) 学校推薦型選抜

出身高等学校校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意
して評価・判定する入試方法。

① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適
切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書
類だけではなく、第六の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の

評価方法等のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項
に記述する。

② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第一に示す三
つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において
特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。

2 上記(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確
保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工
夫することが望ましい。

(1) 高等学校の専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）又は総合学
科卒業生及び卒業見込み者

この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活
動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・
検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせ、評価・
判定することが望ましい。

(2) 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は・社会人

この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過
等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力
検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、そ
の他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせ、評価・判定することが望ま
しい。

(3) 家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者
この場合は、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確
保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保す
る観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）につ
いて、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定
を行うことが望ましい。

その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を
行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考
力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。

3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活
動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を
有する者を適切に評価・判定することが望ましい。

第四

1 試験期日等
大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。

本試験 令和七年一月十八日、十九日

追試験 令和七年一月二十五日、二十六日

- 2 第六の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する学力検査）の期日については、次により適宜定める。

(1) 試験期 日 令和七年二月一日から三月二十五日までの間

なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和七年二月一日よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 令和七年三月三十一日まで

- 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

4 総合型選抜については、入学願書受付を令和六年九月一日以降とし、その判定結果を令和六年十一月一日以降に発表する。

5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和六年十一月一日以降とし、その判定結果を令和六年十二月一日以降で一般選抜の試験期日の十日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。

6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合の試験期日、入学願書受付期間及び合格者の決定発表は、上記2から5によることを要しない。

第五 調査書

1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。

なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。

各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。

2 各大学は、入学者の選抜に当たり、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する観点から、以下の点に留意し、調査書を十分に活用する。

(1) 調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」だけでなく、調査書の他の記載事項も有効に活用すること。

(2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。

なお、調査書を活用する際には、以下の点に十分留意すること。

(1) 必修科目・教科の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の十六により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

(2) 「調査書記入上の注意事項等について」の十七を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。その他、次のような配慮も行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を高等学校における部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として調査書等に記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。

② 特に、総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、評価の方法や重み付け等に配慮し、個々の入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価するなどの工夫に配慮するものとする。

その際、各大学は入学志願者の実情に配慮した丁寧な選抜を行う観点から、推薦書、志願者本人が記載する資料等においてこれらの努力のプロセス等について記載を求めることなど評価方法を定め、その内容を募集要項等で周知するものとする。

3 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後二十年、指導に関する記録については卒業後五年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。

4 上記3の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周知を図ることが望ましい。

5 高等専門学校第三学年修了者等の調査書については、次による。

(1) 高等専門学校第三学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。

(2) 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サートیفイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第六 学力検査等

1 個別学力検査

(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成三〇年文部科学省告示第六八号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。

(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。

(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、アドミツション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。

(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。

① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。

② 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」

や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミツション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。

③ 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。

(6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。

2 大学入学共通テストの利用

大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあつては、「令和七年度大学入学共通テストに係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和五年六月二日付五文科高第三七〇号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。

(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。

(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。

(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができ。

(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査等の活用

入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、エッセイ、面接、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査

を課すことが望ましい。

これらの評価方法等による場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化を図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。

4 資格・検定試験等の成績の活用

(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。

① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成二十七年三月三十一日付「六文科初第一四九五号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知」を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の四技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。

その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。

② 高等学校の専門学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。

③ 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。

④ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

(2) 資格・検定試験等の成績の活用の際には、下記第七の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくことが望ましい。

5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など志願者本人が記載する資料等を活用する場合の記載内容や活用方法、留意事項等については、以下に掲げる内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

(1) 活動報告書を活用する際には、高等学校までの学習や活動の履歴が把握できるようにするため、以下のような内容の記載を求める。

① 「総合的な探究の時間」や理数探究等において取り組んだ課題研究等。
② 学校の内外で意欲的に取り組んだ活動（生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等）。

(2) 大学入学希望理由書や学修計画書を活用する際には、各大学が、学部等の教育内容を踏まえ、入学志願者に対し、入学希望理由や入学後に学びたい内容・計画、大学卒業後を見据えた目標等を記載させる。

(3) 特に総合型選抜や学校推薦型選抜においては、志願者本人が記載する資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用する。

(4) 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において実技に関し評価を行う場合には、必要に応じ、志願者本人が記載する資料を積極的に活用する。

なお、これら志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料については、編集可能な様式のデータファイルをダウンロード可能とすること等により、資料を作成する者の負担軽減に努めることが望ましい。

第七 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和六年六月五日から七月三十一日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。

2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。

3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学

志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、一年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第八 募集人員

1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

2 学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。

短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きく化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。

4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

第九 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第九十条並びに同法施行規則第五十条及び第百五十四条の規定により大学の入学資格を有する者又は大

第十 募集要項等

1 募集要項

(1) 各大学は、アドミSSION・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和六年十二月十五日までに発表する。

(2) 各大学は、アドミSSION・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。

(3) 第三の入試方法について、アドミSSION・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとし、二以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人

員等を記述する。

(4) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないよう、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成十四年十月一日付け一四文科高第四五四号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述する。

(5) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、アドミSSION・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況、在学中の修学支援の体制・取組など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

2 入学手続

(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

(2) 入学料を含む学生納付金について、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成十四年十月一日付け一四文科高第四五四号文部科学事務次官通知)及び「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(通知)」(令和六年一月十日付け五文科高第一五三七号総合教育政策局長・高等教育局長通知)を踏まえ、その額の抑制に努め、納付が困難な学生に対して、独自の減免又は分割納入、納付時期の猶予等の措置を積極的に講じるよう努めるとともに、特に、高等教育の修学支援新制度の利用者については、その経済的状況等に鑑みて、本制度における授業料減免の上限額を上回る分のみを請求するなどの配慮に努めることとし、これらの措置の具体的内容を募集要項等に明記する。

(3) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」(昭和五十年九月一日付け文管振第二五一号文部省管理局長・文部省大学局長通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いを避ける。

(4) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成十八年十二月二十八日付け文科高第五三六号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知)の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記述するなどにより、明確にする。

① 三月三十一日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は学校推薦型選抜

(これに類する入学試験を含む。)に合格して大学等と在学契約を締結した受験者を除く。)については、原則として、受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

- ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述している場合には、入学式の日までに受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第十一 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第十二 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領に基づき実施される。

第十三 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としな
いものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合
には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不
合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に
即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場
合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないも
のとする。

また、出欠の状況を推薦要件や可否判定の材料の一つとして活用する際には、
志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数がある
ことを、志願者本人からの申し出や、調査書への記載などを通じて把握した
場合には、志願者本人が不利益を被ることがないよう配慮すること。

*病氣・事故等、例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月
経随伴症状等も含む。

- (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和四十五年法律第八
四号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成二十五年法
律第六五号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を
適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて
不利にならないよう配慮する。

その際、令和五年三月に閣議決定された「第五次障害者基本計画」、「障害のあ
る学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」について「(令和六年三

月二十二日付五文科高第二一九〇号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例
示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医
師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成十三年十二月二十七日付
十三国文科高第一一号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など
② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の
同伴、介助者の配置など

合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別
のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法につい
て十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の
構築・充実に努めるとともに、申請手続きを明確に示しておくことが望ましい。
また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等につい
て」(平成二十八年三月三十一日付け二十七文科初第一七九六号文部科学省生涯
学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知)を踏まえ、各大学にお
いて、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、アドミツション・ポリシー、募集
人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入
学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要事項の伝
達においても、合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲
載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱

- (1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降
に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次
のとおり取り扱うものとする。

- ① 試験問題については、原則として公表するものとする。

② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が
示せない、記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準
的な解答例等を原則として公表するものとする。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記
述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

- (2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合
格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定

方法についても、可能な限り情報開示に努める。

- (3) (1)における公表及び(2)における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努めるものとする。
- (4) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めないこととするとともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要に応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。

また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。

- (2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけではなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。

また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。

- (3) 試験の実施においては、教員及び事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。

- (4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、その実施結果に誤りがないか点検・確認する。

その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。

また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。

- (5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。
- (6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (1) 入学者選抜は、中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。また、パーソナルコンピュータを用いて試験問題を作成する際には、機密性の観点から第三者のアクセスを防止するための措置を適切に講じるものとする。

- (3) 受験者の不正行為を防止するため、次のことに取り組むこと。

- ① 不正行為に該当する行為及び罰則について、事前に整理をし、その内容を募集要項等において周知すること。

この他、各大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する場合があることを周知することも考えられること。

- ② 受験者の所持品について、入試方法や受験者数など、大学の実情に応じ、試験場に持ち込めないもの、試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの、大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い（不正行為として扱われる等）を募集要項等で明示しておくこと。

また、試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、大学の実情に応じ、例えば、鞆に収納させること等についても説明を行うこと。

- ③ 監督者が巡視を行うとともに、試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。その際、巡視時に注意を

要する観点(例えば、手の位置、受験生の目線等)を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。

また、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。

- (4) 合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立的かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。なお、合理的配慮による代替措置等を行う場合については、評価方法を明確化することが望ましい。

- (5) 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。

- ① 合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること。

- ② 合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること。

これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。

- ③ 合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験生に対して不利な扱いをすること。

- (6) 大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと誤解されることのないよう留意する。

- (7) 合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公平性・公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公平性・公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。

5 ICTを活用したオンラインによる試験の実施

入学志願者の居住地や各大学の実情等に応じ、ICTを活用したオンラインによる試験の実施(オンラインによる個別面接やプレゼンテーション、オンライン模擬授業を受講した上で、その内容に関するレポートの提出、実技動画の提出等)

等の工夫をする場合には、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、例えば次のような配慮を行うとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、不正行為の内容及び罰則等について、募集要項に明記するなどの対応を行う。

- (1) 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。

- (2) 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。

- (3) 大学にサポートデスクなどの連絡窓口を設け、不測の事態に個別に対応できるようにする。

- (4) ICTを活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。

6 災害等の不測の事態への対応

各大学は、入学志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害、感染症の全国的な拡大等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

特に、受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は次のことに取組むこと。

- (1) 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験者が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。

- (2) 試験実施日には、入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の十分な巡回に努めること。

- (3) 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと。

この他、各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

- (1) 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験者等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。

- (2) 自然災害や人為災害など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかつた者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の受験機会の確保等に配慮すること。

7 感染症対策

受験者が安心して受験に臨めるよう、各大学は、大学入学共通テスト、個別学力検査等の実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた感染症対策を講じるものとする。

8 専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜

専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、「専門職大学設置基準」（平成二十九年文部科学省令第三三三号）、「専門職短期大学設置基準」（平成二十九年文部科学省令第三四号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成二十九年九月二十一日付け二九文科高第五四二号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。

9 国際連携学科の入学者選抜

(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。

(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学者選抜保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

10 外国人を対象とした入試

(1) 私費外国人留學生の入試に当たっては、「外国人留學生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和六年四月四日付六高参国第四号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学者志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定すること。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

特に入学者志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学者志願者の選抜については、「I」を活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。

(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の六ヶ月以上前に行うとともに募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。

(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サートیفイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。

11 その他

(1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。

(2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の出身者等についても対象とするよう配慮する。

(3) 各大学は、入学手続をとった者に対し、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学修のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。特に十二月以前に入学手続をとった者に対しては、積極的に当該措置を講ずることとする。

また、学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけではなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、その取組状況等を、高等学校を通じて大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述する。その際、アドミッション・ポリシーとの関連に留意する。

(4) 秋季入学等、四月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施に当たり、募集人員の規模、選抜時期、募集対象者については、本要項を踏まえて各大学において適切に判断するとともに、各大学は入学者志願者の能力・意欲・適性等に応じた選抜がなされるよう、主として書類審査、面接等を組み合わせたといった方法を用いるなど、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることにより、多面的・総合的に評価・判定する。

第十四 備考

この要項は、令和六年度に実施する令和七年度大学入学者選抜に適用する。

なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに）文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室に連絡する。

[illegible]

○ 大学院入学者選抜実施要項

令和六年十二月二十日
六文科高第一五二六号
文部科学省高等教育局長通知

大学院入学者の選抜は、大学院の課程を履修するにふさわしい能力と素質のある者を、各大学院が学校教育法施行規則第一六五条の二の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、公正かつ妥当な方法によって、受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ実施するものとする。

その際、各大学院は、年齢、性別、障害の有無、国籍、経済状況、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

第一 募集人員

募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第二 出願資格

大学院に入学を志願することのできる者は、法令の規定により大学院の入学資格を有する者及び大学院入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第三 試験期日

1 試験期日は、原則として学生が入学する年度の前年度の七月以降当該年度中の期日で、各大学院が適宜定める。

2 秋季入学を実施する場合には、学生が入学する年度中の期日に試験を実施することができ。

3 入学願書受付期間及び合格者の決定発表の期日については、試験期日に応じて各大学院が適宜定める。

第四 入試方法

入学者の選抜は、学力検査※、口頭試問、面接、志望理由書、成績証明書等大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性、学修の成果等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法によることが望ましい。

※専門科目の筆記試験等

また、上記の入試方法について、各大学院の判断により、入学者の多様性を確保す

る観点から入学定員の一部について多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。なお、出身大学の指導教員の推薦状及び社会人志願者の場合の勤務先上司等の推薦状については、原則として入学者選抜の必要資料とはせず、提出するか否かは志願者の任意にゆだねる任意提出資料とすることが適当である。

第五 募集要項等

1 各大学院は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を、遅くとも試験期日の二か月前までに発表するものとする。

2 募集要項など大学院の学生募集に関する事項は、国内外の学生の流動性の向上及び社会人の受験機会の確保に資する観点から、できるだけ情報提供に努めるものとする。

3 学校教育法施行規則第一七二条の二各項に基づき、入学志願者の進路選択に資する情報（カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、学位授与の状況や修了者の進路状況など）を適切に公表するものとする。

第六 出願手続

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、志願大学院に提出するものとする。

第七 注意事項

1 障害のある者への配慮

障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和四十五年法律第八四号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六五号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学修の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

また、合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、申請手続きを明確に示しておくことが望ましい。

なお、入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開すること。

2 入試情報の取扱い

学力検査における試験問題やその解答については、学校教育法施行規則第一七二条の二第一項第四号（令和六年九月三十日公布、令和七年四月一日施行）に基づき、入学志願者の進路選択に資することを期するため、次のとおり取り扱いものとする。

① 試験問題については、原則として公表するものとする。

② 解答又は解答例等及び出題の意図（少なくとも学力検査に係る科目ごと）については、原則として公表するものとする。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

また、合格者の氏名や住所等、選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適切な取扱いに努める。

3 入学者選抜の実施に係るミスの防止

入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるため、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ミスを防止するためのマニュアルを作成すること等により、業務全体のチェック体制を確立するとともに、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、責任を持って業務を行うよう注意を喚起する。

4 入学者選抜の公平性・公正性確保

入学者の選抜は中立かつ公平・公正に実施することを旨とし、試験問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。

また、合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。

さらに、合否判定は、中立かつ公平・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の会議体で行い、事後の検証が可能となるように評価のプロセスを記録する等、適切に実施すること。

なお、入学後の研究分野の確認等のため入学志願者と入学後に研究指導を希望する教員等との事前相談の機会を出願前などに設ける場合には、公平性・公正性確保の観点から、事前相談の範囲等のルールを明確化すること。

5 その他

所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

第八 備考

そのほかの事項については、「大学入学者選抜実施要項」の当該記載も参考に対応

するものとする。

本要項により実施し難い事情のある大学院は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに）大学入試室に連絡する。

第二章 入学資格・編入学資格関係

○ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件

（平成十三年十一月二十七日）
文部科学省告示第百六十七号
最終改正 平三一・一・三一文科告一三

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十四条第五号の規定により、高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定する。

一 高等学校及び学校教育法施行規則第百五十四条第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者

二 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、十七歳に達したもの

附則

1 この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

2 平成九年文部省告示第百四十二号（高等学校に二年以上在学した者に準ずる者を定める件）は、廃止する。

附則

この告示は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平二八・三・三二文科告七七）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平三二・一・三〇文科告一三）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件

（平成十七年九月九日）
文部科学省告示第百三十七号
最終改正 平二四・三・三〇文科告七〇

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

一 修業年限が三年以上であること。
二 全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるものの以外のも	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全過程の修了に必要な総単位数が七十四単位以上であること。

附則（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二四・三・三〇文科告七〇）

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平二〇・七・二四文科告一二二）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二二・七・一五文科告一一七）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二三・三・三〇文科告六一）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二五・一一・一八文科告一六〇）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二東京韓国学校中・高等部（名称変更前の東京韓国学校を含む。）の項の次に次のように加える改正規定及び同表リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校（名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウを含む。）の項を削る改正規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

附 則（平二七・三・一二文科告五〇）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平二八・三・三二文科告七四）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平三一・一・三二文科告一〇）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平三一・三・二八文科告五六）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二・九・三〇文科告一二六）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六・二・一九文科告十）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件

（昭和二十三年五月三十一日）
文部省告示第四十七号

最終改正 令六・八・一 文科告九九

学校教育法施行規則第五百十号第四号の規定により、大学の入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一〇十七 （略）

十八 旧運輸省設置法及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第七十五号）による海員学校の高等科を卒業し、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構（旧運輸省設置法、旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）による改正前の国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海技大学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）による廃止前の独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）による独立行政法人海技大学校を含む。）の普通科A課程を卒業した者（昭和五十年四月一日以降に当該課程に入学した者に限る。）

十九 独立行政法人海技教育機構法による独立行政法人海技教育機構（旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令による海員学校並びに独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律による改正前の独立行政法人海員学校法による独立行政法人海員学校を含む。）の本科を卒業した者

二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者

二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者

二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者

二十三 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格又はインターナショナル・ジェネラル・サーティフィケート・

オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者

二十四 欧州連合構成国において大学入学資格として認められているヨーロッパ・バカロレア資格を有する者

二十五 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル、同国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア、同国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ又はオランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ロンドンに主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・ブリティッシュ・インターナショナル・スクールズから教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者

附 則（平二一・六・二三文科告九〇）

この告示の施行前にヨーロッパ・アン・カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けた教育施設に置かれる十二年の課程を修了した者については、この告示による改正前の大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件第二十三号の規定は、なお効力を有する。

附 則（平二八・三・三二文科告七六）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平三一・一・三二文科告一二）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令六・三・二九文科告五十）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令六・六・二六文科告六六）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令六・八・一一文科告九九）

この告示は、公布の日から施行する。

○ 高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準

（平成二八年三月三十一日）
文部科省告示第七五号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

一 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。

二 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。

三 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

附 則（平二八・三・三二文科告七五）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（抄）

（昭和二十八年二月七日）
文部省告示第五号

最終改正 平一九・一二・二五文科告一四六

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第六号の規定により、大学院及び大学の専攻科（医学を履修する博士課程及び専攻科、歯学を履修する博士課程及び専攻科、薬学を履修する博士課程及び専攻科（当該課程に係る研究科及び当該専攻科の基礎となる学部修業年限が六年であるものに限る。）並びに獣医学を履修する博士課程及び専攻科を除く。）の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一〇四（略）

五 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

六 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）による水産大学校（旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校を含む。）を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所を卒業した者を含む。）

七 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）による改正前の海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第七十五号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者

八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）に

よる改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

九 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百十七号）及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者

十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二十二歳に達した者

十一 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状は一種免許状を有するもの

十二 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び三年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

附則（略）

附則（平成一六・一二・一五文科告一二二）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九・一・一六文科告一）

この告示は、公布の日から施行し、平成十九年一月九日から適用する。

附則（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

○ 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程又は専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（抄）

（昭和三十年四月八日）
文部省告示第三十九号
最終改正 平一九・一二・二十五文科告一四六

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第六号の規定により、医学を履修する博士課程若しくは専攻科、歯学を履修する博士課程若しくは専攻科、薬学を履修する博士課程若しくは専攻科（当該課程に係る研究科又は当該専攻科の基礎となる学部修業年限が六年であるものに限り。）又は獣医学を履修する博士課程若しくは専攻科の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

一（略）

二 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛医科大学校を卒業した者

三 修士課程又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和四十九年文部省令第二十九号）による改正前の学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

四 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において二年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

附 則（平成一六・一二・一五文科告一七三）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九・一・一六文科告二）

この告示は、公布の日から施行し、平成十九年一月九日から適用する。

附 則（平成一九・一二・一四文科告一四二）

この告示は、大学院設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年十二月四日）から施行する。

附 則（平成一九・一二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

○ 大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（抄）

（平成十一年九月三日）
文部省告示第百六十五号

最終改正 令六・二・九文科告十

第一章 総則

（趣旨）

第一条 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）第二号の規定により我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を文部科学大臣が指定する際の基準及び手続等並びに次条第一項に規定する準備教育施設の運営の基準については、この規程の定めるところによるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校（専門課程を除く。）及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。

2 この規程において、「生徒等」とは、準備教育課程を履修する者をいう。

3 この規程において、「設置者」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する学校等の設置者をいう。

第二章 準備教育課程の指定の基準

（目的）

第三条 準備教育課程は、外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、我が国の大学（専修学校の専門課程を含む。）に入学することを目的とするものに對し、日本語その他大学に入学するために必要な教科に係る教育を行うことを目的とする。

（修業年限）

第四条 準備教育課程の修業年限は、一年以上とする。

2 準備教育課程の始期及び終期は、具体的に定めるものとする。
（教育課程）

第五条 準備教育課程は、数学、理科及び外国語（以下「基礎教科」という。）並びに日本語によって編成するものとする。ただし、生徒等の専攻分野別に準備教育課程を編成する場合において相当の理由があると認められるときは、地理歴史又は公民をもつて理科に代えることができるものとする。

2 基礎教科に属する科目の名称、目標及び内容については、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、生徒等の実態、生徒等が入学しようとする大学の教育の特色等から特に必要があり、かつ、高等学校と同等の教育水準が確保できると認められるときは、基礎教科に属する科目の一部を行わないことができる。

4 準備教育課程における日本語は、大学に入学するために必要な日本語教育としてふさわしいものとする。

（授業時数）

第六条 準備教育課程を修了するために履修すべき授業時数は、九百二十単位時間以上とする。

2 前項に規定する授業時数のうち基礎教科に係るものは百二十単位時間以上とし、日本語に係るものは八百単位時間以上とする。

3 前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは七百六十単位時間以上とし、日本事情に係るものは四十単位時間以上とする。

4 準備教育課程の授業における一単位時間は、四十五分以上とする。

5 準備教育課程の授業は、主として昼間において行われるものとする
（準備教育課程の開設等）

第七条 準備教育課程は、次に掲げる学校等が開設することができる。

一 大学

二 専修学校

三 各種学校

2 前項の規定により大学及び専修学校（専門課程に限る。）が開設する準備教育課程は、その学生又は生徒以外の者を対象とするものとする。

3 第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校（専門課程に限る。）は、準備教育のための教育施設（以下「教育施設」という。）を付置するものとする。

（設置者）

第八条 国及び地方公共団体のほか、設置者は、次の各号に該当する者とする。

一 準備教育課程を開設するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者（設置者が法人の場合にあつては、当該法人の代表者及びその運営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が準備教育施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、準備教育課程の指定の申請時において、第十五条に該当する者及び過去三年以内に第二十八条の規定による指定の取消しを受けた者は、設置者となることができないものとする。

(規則)

第九条 第七条第一項各号に掲げる学校等は、その開設する準備教育課程について学則中に記載するものとする。

2 準備教育施設は、準備教育課程に関し、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四条第一項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した規則を制定するものとする。

(同時に授業を行う生徒等の数)

第十条 準備教育施設において同時に授業を行う生徒等の数(準備教育課程以外の課程を履修する者と合同で授業を行う場合にあつては、当該課程を履修する者の数を含む。以下同じ。)は、二十人以下とする。

(教職員の数)

第十一条 準備教育施設には、長のほか、基礎教科の教員、日本語の教員、生徒指導担当者その他必要な職員を置くものとする。

2 基礎教科の教員(常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。)は、生徒等の数に応じて必要な数を置くものとし、その数は、二人以上とする。

3 日本語の教員は、次の表に定める数以上とする。

収容定員の区分		日本語の教員数
生徒等の数六十人まで	三	
生徒等の数六十一人以上	3 + $\frac{\text{収容定員}-60}{20}$	

4 基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。

5 準備教育施設には、教育上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。ただし、第二項及び第三項に掲げる教員数には、当該教員を含まないこととする。

6 専任の教員数は、教員の合計数の二分の一以上(教員の合計数の二分の一が三に満たない場合にあつては、三人以上)とする。

(長の資格)

第十二条 準備教育施設の長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化

に関する業務に五年以上従事した者とする。

(教員の資格)

第十三条 基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 担当する教科について高等学校の教諭の免許を有する者

二 学士の学位を有する者で、一年以上大学、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校、専修学校又は各種学校(以下「大学等」という。)においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、二年以上(修業年限を三年とする短期大学にあつては、一年以上)大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

四 専修学校の専門課程(修業年限を四年以上とする課程を除く。)を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものであつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの

五 修業年限を四年以上とする専修学校の専門課程を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

2 日本語の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、日本語の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 大学(短期大学を除く。)において日本語教育に関する科目を履修し、当該科目の単位を二十六単位以上修得して卒業した者

二 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であつて適当と認められるものを三百十五時間以上受講した者

三 公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

四 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(生活指導担当者の資格)

第十四条 生活指導担当者は、生徒等の生活指導及び進路指導に関する知識を有する者とする。

2 生活指導担当者は、専任教員又は事務職員がこれを兼ねることができる。

(教職員の欠格事由)

第十五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に該当する者並びに外国人の入国及び在留に関する不正行為を行い、三年を経過していない者は、準備教

育施設の長、基礎教科の教員、日本語の教員及び生活指導担当者になることができないものとする。

(位置及び環境)

第十六条 準備教育施設の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものとする。

(名称)

第十七条 準備教育施設及び準備教育課程の名称は、それぞれ準備教育施設又は準備教育課程の名称として適切なものとする。

(校地)

第十八条 準備教育施設には、その開設する準備教育課程の教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

(校舎)

第十九条 準備教育施設の校舎の面積は、百十五平方メートル以上とし、当該面積を準備教育課程の収容定員数(準備教育課程以外の課程を開設している場合にあつては、準備教育課程とこれ以外の課程のそれぞれの収容定員数の合計数)で除した面積は、二・三平方メートル以上とする。

2 準備教育施設の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他準備教育課程の開設に必要な付帯施設を備えるものとする。

3 準備教育施設の教室は、収容定員数に応じて、必要な面積を備えるものとする。ただし、同時に授業を行う生徒等(準備教育課程以外の課程を履修する者と合同で授業を行う場合にあつては、当該課程を履修する者を含む。)一人当たり一・五平方メートル以上とする。

(設備)

第二十条 準備教育施設は、生徒等の数に応じて、必要な種類及び数の教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

(外国の準備教育施設の特例)

第二十一条 外国に所在する準備教育施設が開設する準備教育課程の指定については、この規程に準ずるものとする。

第三章 準備教育施設の運営の基準

(学籍管理)

第二十二条 準備教育施設は、入学、卒業等の学籍に関する記録及び出席簿を備えるものとする。

2 準備教育施設は、学力試験の成績、出席状況に基づき適正に課程修了の認定を行うものとする。

3 前二項のほか、準備教育施設は、学籍を管理するために適切な措置を講ずるものとする。

(事業の区分)

第二十三条 設置者が準備教育施設の運営以外の事業を行う場合にあつては、その事業の運営と準備教育施設の運営とを区分して行うものとする。

第四章 準備教育課程の指定の手続等

(指定の申請)

第二十四条 準備教育課程の指定(以下単に「指定」という。)の申請については、別に定める。

(申請の期限)

第二十五条 指定の申請の期限は、指定を受けようとする年の前年の五月三十一日とする。

2 文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、指定を受けようとする年の前年の九月三十日までに当該課程を指定するかどうかを決定し、当該課程の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

(廃止、変更の届出)

第二十六条 設置者は、準備教育課程を廃止しようとする場合又は次の各号に掲げる場合(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人にあつては、第一号に掲げる場合を除く。)には、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

一 設置者(設置者が法人の場合にあつては、その代表者及びその運営を担当する当該法人の役員を含む。)を変更しようとするとき。

二 準備教育施設の名称、位置及び長を変更しようとするとき。

三 準備教育施設の校地及び校舎の用に供する土地建物に関する権利を処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

四 第九条に規定する規則を変更しようとするとき。

五 準備教育課程の名称を変更しようとするとき。

(資料の提出)

第二十七条 設置者は、文部科学大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当該資料を提出するものとする。

(指定の取消し)

第二十八条 文部科学大臣は、設置者、準備教育課程及び準備教育施設が次の各号のい

ずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第三条から第二十三条までに規定する指定又は運営の基準に適合しなくなったとき。

二 第九条第二項に規定する規制に定めた収容定員を著しく超えて生徒等を入学させたとき。

三 第二十六条に規定する届出を怠ったとき。

四 前条の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき。

五 外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含み、学校教育における十二年の課程を修了した者を除く。）が三年続けて入学しなかったとき。

第二十九条 設置者は、その設置する準備教育施設が開設する準備教育課程について、指定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出するものとする。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする時期

三 在学している生徒等があるときは、その取り扱い

第三十条 文部科学大臣は、準備教育課程を指定したときは、その名称、位置その他必要な事項を官報で告示するものとする。これらの事項の変更についても、同様とする。

附 則

1 この規程は、平成十一年九月三日から施行する。

2 留学生交流を目的とする公益社団法人又は公益財団法人は、その設置する教育施設において公共性及び安定性が確保できると認められるときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、準備教育課程を開設することができる。

3 前項の教育施設及び公益社団法人又は公益財団法人に対しこの規程の規定を適用する場合には、この規程の規定中準備教育施設のうちには同項の教育施設を、設置者のうちには公益社団法人又は公益財団法人をそれぞれ含むものとする。

4 第十条の規定にかかわらず、当分の間、基礎教科について同時に授業を行う生徒等の数は四十人以下とする。

5 第十一条第六項の規定にかかわらず、当分の間、専任の教員数は、教員の合計数の三分の一以上（教員の合計数の三分の一が二に満たない場合にあっては、二人以上）とする。

6 第二十五条の規定にかかわらず、平成十二年に指定を受けようとする者についての指定の申請の期限は、平成十一年九月三十日とする。

附 則（平二一・一一・文告一八一抄）

（施行期日）

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平一六・三・三二文科告五七）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平二〇・一一・一文科告一六九）

この告示は、平成二十年十二月一日から施行する

附 則（平二九・五・三二文科告八四）

この告示は、平成二九年十月一日から施行する

○ 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程

（平成十六年十二月二十日）
文部科学省告示第百七十六号

最終改正 令四・四・二十八五文科告六九

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第五号、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十四条第二項並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項の規定に基づき、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程を次のように定める。

（外国大学等の日本校の指定）

第一条 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条若しくは第百七十七条第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項又は専門職大学院設置基準第十三条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（以下「外国大学等日本校」という。）を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下「在日外国大使館等」という。）に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。

- 一 外国大学等日本校がその本校の課程を有すること（一年以内に当該課程を有すると見込まれる場合を含む。）。
- 二 外国大学等日本校の本校が当該外国の学校教育制度において大学、大学院又は短期大学として位置付けられていること。

（指定の内容の変更）

第二条 文部科学大臣は、前条の規定による指定を受けた外国大学等日本校（以下「指定日本校」という。）の課程の変更により当該指定の内容を変更する場合には、必要に応じ、在日外国大使館等に対し、変更後の指定日本校の課程がその本校の課程であ

ることの確認を求めるものとする。

（指定の取消し）

第三条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するものとして指定日本校の指定を取り消す場合には、必要に応じ、在日外国大使館等に対し、当該各号に該当することの確認を求めるものとする。

- 一 指定日本校がその本校の課程を有しなくなったこと。
- 二 指定日本校の本校が当該外国の学校教育制度において大学、大学院又は短期大学として位置付けられなくなったこと。

（指定等の告示）

第四条 文部科学大臣は、第一条の規定による指定をしたときは、指定日本校の名称、位置及び課程の名称をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消したときも同様とする。

附 則（平成一九・二二・二五文科告一四六抄）

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

○ 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件

（平成元年九月一日）
文部省告示第百十八号

最終改正 平二四・三・一四文科告三四

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条第六号の規定により、大学院の入学に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を次のように指定する。

- 一 大学を卒業し、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 二 外国において学校教育における十六年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した後、大学、研究所等において、二年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

○ 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件

（平成十年八月十四日）
文部省告示第百二十五号
最終改正 平二四・三・三〇文科告七〇

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十六条第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。

附 則（平成二四・三・三〇文科告七〇）

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○ 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学すること ができるものの課程の基準

（平成二十八年三月三十日）
文部科学省告示第六十三号

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百条の二第一項第二号（同令第百十三条第三項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 学校教育法施行規則第百条の二第一項第二号（同令第百十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

第一節 通則

（単位の授与）

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、高等学校の定めるところにより、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、高等学校において定める。

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算

するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了要件）

第五条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における全課程の修了の要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第二節 専攻科の通信制の課程の教育課程等の特例

（通信教育用学習図書等による授業科目の単位数）

第六条 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。）又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業（第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。）の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもつて一単位とする。

第七条 一の授業科目について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第四条第一項の方法による授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（専攻科の通信制の課程における全課程の修了要件）

第八条 専攻科の通信制の課程における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該課程に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得すること

二百二十単位時間（一単位時間の標準は五十分とする。）に当該課程の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修すること

第三章 教員

（専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の教員数）

第九条 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならぬ。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

（専攻科の通信制の課程の教員数）

第十条 専攻科の通信制の課程における教員の数は、別表第二に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

（専攻科の教員の資格）

第十一条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

（校舎等）

第十二条 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えな

ければならない。

2 専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積）

第十三条 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第三イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第三イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第三ロの表により算定した面積を合計した面積

（専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積）

第十四条 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の学科を置く場合 別表第四イの表により算定した面積

二 二以上の学科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの学科のうち別表第四イの表第三欄の収容定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の学科について同表により算定した面積

ロ これらの学科のうち前イの一の学科以外の学科についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一 専攻科の全日制の課程又は定時制の課程に係る教員数（第九条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科及び福祉に関する学科（別表第二から別表第四までにおいて「農業に関する学科等」という。）	八十人まで	3 — 収容定員—80
	八十一人から二百人まで	3+ — 40 — 収容定員—200
	二百一人から六百人まで	6+ — 50 — 収容定員—600
	六百一人以上	14+ — 60
	普通科、商業に関する学科、家庭に関する学科、情報に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、音楽に関する学科、美術に関する学科、外国語に関する学科、国際関係に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科並びに総合学科（別表第二から別表第四までにおいて「普通科等」という。）	3 — 収容定員—80 — 40 — 収容定員—200 — 50 — 収容定員—400 — 60

備考

- 一 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう（別表第二から別表第四までにおいて同じ。）。
- 二 全日制の課程と定時制の課程とを併せ置く場合においては、教育上支障がないよう、相当数の教員を増員するものとする。

別表第二 専攻科の通信制の課程に係る教員数（第十条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
農業に関する学科等	八十人まで	3 — 収容定員—80
	八十一人から二百人まで	3+ — 60 — 収容定員—200
	二百一人から八百人まで	5+ — 75 — 収容定員—800
	八百一人から千七百人まで	13+ — 90 — 収容定員—1700
	千七百一人以上	23+ — 105
普通科等	八十人まで	3 — 収容定員—80
	八十一人から二百人まで	3+ — 60 — 収容定員—200
	二百一人から六百五十人まで	5+ — 75 — 収容定員—650
	六百五十一人から千三百七十人まで	11+ — 90 — 収容定員—1370
	千三百七十一人以上	23+ — 105

別表第三 専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十三条関係）

イ 基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	四十人まで	260
	四十一人以上	260+3.0×(収容定員-40)
普通科等	四十人まで	200
	四十一人以上	200+2.5×(収容定員-40)

ロ 加算面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	四十人まで	180
	四十一人以上	180+3.0×(収容定員-40)
普通科等	四十人まで	140
	四十一人以上	140+2.5×(収容定員-40)

別表第四 専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十四条関係）

イ 基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	八十人まで	260
	八十一人以上	260+1.8×(収容定員-80)
普通科等	八十人まで	200
	八十一人以上	200+1.5×(収容定員-80)

ロ 加算面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	八十人まで	180
	八十一人以上	180+1.8×(収容定員-80)
普通科等	八十人まで	140
	八十一人以上	140+1.5×(収容定員-80)

○ 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

（平成二十八年三月三十日）
文部科学省告示第六十四号

最終改正 令四・九・三十文科告百三十

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定に基づき、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 学校教育法施行規則第百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定により、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章 教育課程等

（単位の授与）

第二条 専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、特別支援学校の定めるところにより、審査、試験その他の特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第三条 専攻科の課程における各授業科目の単位数は、特別支援学校において定める。

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第四条 専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（専攻科における全課程の修了要件）

第五条 専攻科における全課程の修了の要件は、当該専攻科に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第三章 教員

（専攻科の教員数）

第六条 専攻科の課程における教員の数は、別表に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

（教員の資格）

第七条 専攻科の教員は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となるもの

二 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四十一条第一号から第五号までに該当する者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四章 施設

(校舎等)

第八条 専攻科を置く特別支援学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専攻科を置く特別支援学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表 専攻科の課程に係る教員数（第六条関係）

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	教員数
医療に関する学科、理学療法に関する学科、農業に関する学科、工業に関する学科、理容・美容に関する学科、歯科技工に関する学科、産業一般に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科	三十人まで 三十一人から七十五人まで 七十六人から二百二十五人まで 二百二十六人以上	3 3+ 15 収容定員-30 6+ 18.75 収容定員-75 14+ 22.5 収容定員-225
普通科並びに家庭に関する学科、音楽に関する学科、商業に関する学科、美術に関する学科並びにその他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科のうちこれらに類する学科	三十人まで 三十一人から七十五人まで 七十六人から百五十人まで 百五十一人以上	3 3+ 15 収容定員-30 6+ 18.75 収容定員-75 10+ 22.5 収容定員-150

備考 この表の算式中収容定員とあるのは、学科ごとの収容定員をいう。

